

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要
○自治体支援		
(地域マネジメント)		
1	地域包括ケアシステムの構築状況の見える化に向けた調査研究事業	<p>団塊の世代が全員75歳以上となる2025年、団塊ジュニアが全員65歳以上となる2040年に向けて、各自治体における地域包括ケアシステムの構築状況について見える化（指標化）を図るとともに更に取り組みべき課題の整理等を行い、国・各自治体において必要な進捗管理を行っていく必要がある。</p> <p>具体的には、</p> <p>① 「有識者委員会（仮称）」を設置し、地域包括ケアシステムの構築により目指すべき社会像（医療介護連携に留まらず、生活支援、地域づくり等を含む。）を明確化した上で、それらをどの時点において達成するかを検討。</p> <p>② 地域包括ケアシステムの構築状況の見える化に資する指標案（※）を検討する。 ※既に存在する i) ~ iv) を活用しつつ、必要に応じ、その見直しに向けた議論も行う。 i) 見える化システムなど定期的な報告等により毎年度数値が把握できる指標 ii) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標 iii) 地域包括支援センター評価指標 iv) 介護保険事業計画等に記載された指標</p> <p>③ 自治体とともに仮評価を実施し、①の視点に照らし、本当に地域包括ケアシステムの構築状況を正しく評価できているかの検証事業を行い、指標案の修正を行う。</p> <p>④ 並行して、その進捗状況の把握方法・頻度や公表方法等も検討する。</p> <p>以上①～④について、報告書にとりまとめる。</p>
2	市町村による在宅介護実態調査の分析の支援に関する調査研究事業	<p>市町村は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等の事情を把握し、その分析結果を勘案して市町村介護保険事業計画を作成することとされている。</p> <p>そのための調査手法の1つとして在宅介護実態調査を示し、「介護者の就労継続」及び「要介護者の在宅生活の継続」という観点から必要なサービスを検討することを推奨している。</p> <p>分析に当たっては、調査結果と要介護認定にかかる概況調査のサービス利用状況と連結して分析する方法を推奨している。</p> <p>令和4年度に保険者が実施する第9期計画のための在宅介護実態調査について、概況調査に追加された有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の利用状況に応じた分析ができるよう、サンプル調査でデータを収集したうえで分析方法を検討し、保険者の分析を支援するための分析ツール（認定ソフトの改定を踏まえたもの）を作成するとともに、介護離職者数等にかかる分析を検討する。</p>
3	自治体におけるPDCAサイクルの推進に関する調査研究事業	<p>高齢化が進展する中において、保険者機能を強化する必要があるため、そのためには、保険者においてPDCAサイクルを定着させることが重要となる。これまで、「地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析の手引き」、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」の普及などを行ってきたが、保険者が更に取り組みやすくするため、好事例を収集して横展開する。</p> <p>以下の好事例等を、選定する委員会を設ける等により選定し、報告書にまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> データを活用する等により地域課題を分析し、それに対する対応策が盛り込まれている介護保険事業計画及びそれに基づくアクション・取組事例 地域のビジョン（大目標）と各施策の関係と、その評価指標が整理されている介護保険事業計画及びそれに基づくアクション・取組事例 介護予防等の取組と目標における目標や評価に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査項目を用いている好事例
4	介護保険制度の実施状況に係る全体像把握のためのツールを活用した研修プログラムの開発等に関する調査研究事業	<p>介護保険制度の保険者において、介護保険制度の実施状況の全体像を把握するためのツールとして、「大都市における地域包括ケアをつくる政策研究会」が開発した「保険者シート」があるが、近年、「保険者シート」で把握したデータを分析に活用するためにデータの可視化ツールの開発や研修会などが行われ、普及啓発が進んでいる。</p> <p>今般、「保険者シート」について、保険者機能の強化に資するため、「保険者シート」によって把握した介護保険制度の実施状況の全体像のデータを活用した地域マネジメント等の手法を保険者が効果的に習得することができる研修プログラムの開発等に関する調査研究を実施する。</p>
5	保険者機能強化推進交付金等における自己評価方法の平準化に向けたマニュアル策定に関する調査研究	<p>保険者機能強化推進交付金等においては、都道府県・市町村担当者の主観的な評価に基づいた結果となっていることに加えて、管内市町村の自己評価に対する都道府県の関わり方に差が生じている。</p> <p>そのため、都道府県が管内市町村による自己評価の平準化を支援できるよう、実際の取組事例を収集し、都道府県による継続的かつ実効的な支援に繋げるためのマニュアルの策定を行い、報告書としてまとめる。</p>

番号	テーマ名	事業概要
6	地域づくりに関する調査研究事業	<p>介護予防・日常生活支援総合事業等については、市町村によって取組にばらつきがあるほか、今般の新型コロナウイルスの影響等により、地域を取り巻く状況についても大きく変化している。</p> <p>こうした実情も踏まえつつ、高齢者の生活を支える仕組みについて、地域全体で構築していくことが重要となる。</p> <p>本事業では、これからの地域づくりの在り方について、有識者や実践者等で構成する検討会を立ち上げ、長期的な視点から具体的な課題等を整理する。これを踏まえ、「地域づくり戦略」等の現在の媒体についても、先行的な事例を把握し、盛り込むべき内容等について整理する。</p>
7	介護保険事業(支援)計画におけるリハビリテーション指標の活用についての調査普及事業	<p>今後の高齢化社会に対応するため、医療施設におけるリハビリテーション(急性期・回復期)から、地域における居住生活の維持向上を目指すリハビリテーション(生活期リハビリテーション)を切れ目なく提供できる高齢者へのリハビリテーション体制の強化が求められている。一方で、地域におけるリハビリテーションの資源である通所リハビリテーション事業所数やリハビリ職員数には地域格差が存在し、リハビリテーションの提供体制に地域差が存在する。</p> <p>上記の現状・課題を踏まえ、地域におけるリハビリテーション提供体制の均霑化を目指し、介護保険事業(支援)計画における地域のリハビリテーションの提供体制の指標が提案された。介護保険部会での議論を踏まえ、基本指針において、第8期介護保険事業(支援)計画では同指標を参考に計画を記載することとされているところである。</p> <p>本事業では、都道府県・保険者を対象とし、リハビリテーション指標に係る基礎データ、第8期介護保険事業(支援)計画におけるリハビリテーション指標を活用した取組と目標の設定状況、関係団体を交えた検討会の開催状況等の実態調査及びヒアリングを行い、都市部・過疎地域それぞれの好事例をとりまとめ、介護保険事業(支援)計画の進捗管理に活用可能な報告書およびリーフレットを作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 リハビリテーション指標に係る解析は厚生労働省より提供されるデータに基づく。</p>
8	ICTを活用した都市型の生活支援ネットワークに関する調査研究事業	<p>関東信越厚生局管内の特に都市部においては、多くの高齢者が「集住」していることが特徴であるが、一方で、地域社会での住民相互の関係性、結びつきが弱く、希薄化してしまう傾向がある。こうした地域においては、従来のような自治会単位等小地域での高齢者等の生活支援体制の構築を図ることには限界があることから、都市部ならではの、ICTを活用した日常生活圏単位でのネットワーク化、例えば、民間事業者等の多様な社会資源及びICTの活用も含めたシステマチックな地域の仕組みづくりを進めていくことが必要である。</p> <p>このため、様々な地域の生活支援体制の仕組みに係る先進事例の調査を行うとともに、特に都市部ならではのICTを活用した生活支援体制のネットワーク(民間事業者等との連携のもと、高齢者のニーズ把握から困りごとへの一元的な対応を可能とし、地域コミュニティの形成へと寄与する仕組み、機能を持つもの。)を構築する方法に係るモデル事業を実施し、その効果等の検証を行う等、他地域への横展開が図れるよう調査研究を行う。</p> <p>【想定される主な事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検討委員会の設置 2 地域の生活支援体制の仕組みに係る先進事例調査 3 ICT機器利用に関する調査 4 ICTを活用した生活支援体制のネットワークを構築する方法に係るモデル事業の実施 5 報告書の作成 等 <p>【本事業の特記条件】 関東信越厚生局管内において、調査研究事業を実施する計画となっていること。</p>
(指導監査等)		
9	指定介護サービス事業所等に対する「監査マニュアル(仮称)」の策定に関する調査研究事業	<p>介護保険制度において、地方自治体は、指定介護サービス事業所等に対する監査及び行政処分の権限を有しているが、監査の実施方法や行政処分の可否及びその程度に係る判断は、自治体毎に決定しており、その取扱にバラツキが見られることから、その平準化を図る必要がある。</p> <p>そのため、地方自治体が実施した監査や行政処分の事例(監査マニュアルや処分基準を含む)を収集・分析し、地方自治体が、これらを行う際に参考となる標準的な手続きや留意点及び判断基準等を作成するとともに、併せて、関係する事務処理(業務管理体制の特別検査の要請、連座制の適用及び指定・更新の欠格事由等)を含めて、不利益処分の手続きが適切に実施できるよう、有識者で構成した検討委員会を設置し、「監査マニュアル(仮称)」の策定を行う。</p>
○地域共生社会		
10	地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアの全国普及に関する事業	<p>高齢者を含む誰もが、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進するとともに、今後の人口減少社会を見据えながら、地域共生社会の実現を目指した展開が求められる。地域包括ケアや地域共生を先行して進めている自治体の取組事例、地域包括ケアの深化・推進に向けた課題等について、関係者が交流して意見交換ができるよう全国的なシンポジウムを開催するものである。</p>

番号	テーマ名	事業概要
11	地域共生社会に向けた地域コミュニティづくりの拠点に関する調査研究事業	<p>関東信越厚生局管内では、都市部と地方との人口格差等も大きく、今後の地域共生社会を見据えた地域コミュニティづくりが急務であるところ、現状、地域の中には、例えば、通いの場をはじめ、公民館や空き家、空き店舗、廃校等を活用した活動拠点、そして、複合施設となっている道の駅等、ハードとソフト両面において、地域コミュニティの拠点（拠り所としての機能を果たしているところ）が、小さなものから大きなものまで、様々存在している。</p> <p>このため、これらの拠点について、その実態を明らかにするとともに、地域コミュニティづくりへの影響や、高齢者の社会参加、多世代交流への効果、拠点に求められる役割等に関して調査研究を行う。</p> <p>【想定される事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検討委員会の設置 2 各省庁が実施している拠点に関する取組の系統化 3 関東信越厚生局管内自治体へのアンケート調査の実施 4 好事例のヒアリング調査等 5 報告書及びパンフレットの作成 等 <p>【本事業の特記条件】 関東信越厚生局管内において調査研究事業を実施する計画となっていること。</p>
12	中山間地域における地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの深化に関する調査研究事業	<p>中山間地域や過疎地域が多く人材をはじめ地域資源が少ない四国において、地域包括ケアシステムを充実・維持させるためには、将来を見据えた地域づくり（地域共生社会）が重要である。</p> <p>今後さらに少子高齢化が進むとともに人口減に直面している自治体においては、人材不足が顕著になってきており、必然的に本人の力や住民相互の力も引き出して、介護予防や日常生活支援を進めていく必要があるが、このことは、高齢介護福祉政策にとどまらず地域づくりを進めることにほかならない。</p> <p>自治体は、住民に依存されるだけではなく、むしろ「地域の課題は地域で解決する」との気持ちを持つ住民等を応援する立場であり、こうした意識や認識を変えていくことが必要。本事業においては、自治体のみならず、住民や企業が実際に地域課題を解決する効果的な取り組みを行っている事例の発掘・調査等を行い、そのプロセスを分析し他の地域でも流用可能な等について検証を行い報告書を取りまとめるとともに、自治体の関係者等に対するフォーラムを実施しその展開を図る。</p> <p>【本事業の特記条件】 四国厚生支局の管轄エリアにおいて事業を行い、年度内にフォーラムを実施する計画となっていること。</p>
○地域包括支援センター		
13	地域包括支援センターの効果的な運営に関する調査研究事業	<p>地域包括支援センターについては、高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、外部委託の実施や地域資源との連携も図りつつ、負担軽減策も含めた効果的な運営手法を確立していくことが求められている。</p> <p>本事業では、「市町村及び地域包括支援センターの評価指標」等も活用しつつ、地域包括支援センターの実態や課題を整理・把握するとともに、地域包括支援センターにおける効果的な人員配置、効率化できる業務の仕分けや相談事例の終結条件の設定、委託連携加算の活用による効果の検証のほか、効果的な運営に資する改善方策・取組について把握し、報告書をまとめる。</p>
14	小規模自治体における地域包括支援センターの効率的な取組に関する調査研究事業	<p>地域共生社会の実現に向け、市町村における地域包括支援センターの役割はますます重要性が高まっている。それ従って、地域包括支援センターが取り組むべきタスクは増加しているものの、人員等の問題により着手可能な事業に限界があるのもまた事実であり、その課題は小規模な自治体ほどより顕著に見られる。</p> <p>そのような現状の中でも、目覚ましい実績を見せている小規模な自治体における地域包括支援センターを様々な角度から分析することで、より効率的な取組で成果に反映させることが可能な手法を模索し、データ上で有意性が高いものと判明した結果について、広く周知を行うことで更なる地域包括ケアシステムの深化を推進することができるものと考えられる。</p> <p>【本事業の特記条件】 九州厚生局が管轄するエリアにおいて調査検証する計画となっていること。</p>
○ケアマネジメント		
15	介護支援専門員の資質向上に資する研修等のあり方に関する調査研究事業	<p>現行の介護支援専門員の法定研修のカリキュラム、ガイドライン等について、前回の見直し（2016年度）から5年を迎えるにあたり、昨今の制度改正や介護報酬改定等を踏まえ、介護支援専門員に求められる能力や役割の視点から、今後の必要な見直しに向けて、委員会を設置した上で、法定外研修との整理等のこれまでの課題や見直すべき研修項目の検証を行い、具体的な方策やあり方について検討し、報告書を作成する。</p> <p>また、現在の法定研修の内容について、身寄りが無い単独世帯等の現状に対応できる内容となっているか、現場の実践や他制度との動向等を踏まえた検討とともに、受講者の負担軽減策の検討（通信の活用の普及促進等）を行う。併せて、現行の研修内容の実施状況について、国・都道府県・市町村が一体となって、課題の共有や好事例の横展開を行い、研修の質を全国的に底上げする観点から、全国会議を実施する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
16	適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業	<p>2016年度（平成28年度）以降の同事業と同様に、ケアマネジャーが行うケアマネジメントのバラツキを最小限に留める観点から、2016年度事業において定義した概念に基づく適切なケアマネジメントの実現を目指し、これまでの一定条件（脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の疾患）ごとに支援内容を中心とした項目の全体的な再整理、実証、参考テキストの内容確認を踏まえつつ、今後必要なケアの検討と実証を行う。また、要介護者・世帯の特徴の変化をうけ、ケアマネジメントのなかでも相談援助や意思決定支援など疾患別に限らない機能がこれまで以上に重要視されていることから、これら機能を適切に提供する手法を明らかにするために実態把握と手法のあり方を検討し、ケアマネジメントの水準の向上の取り組み方策について、報告書を作成する。</p> <p>併せて2016年度（平成28年度）以降実施してきた「適切なケアマネジメント手法の策定」に係る成果物について、ケアマネジメントの質の向上を図る観点から、全国的に普及推進するため、普及推進のためのプログラム（ケアマネジャーが活用しやすい効果的な研修方法等）として、業務に係るツールやソフトの開発や組み込む方法、また、適切なケアマネジメント手法を踏まえたデータ収集等の検討やセミナー等を行い、報告書を作成する。</p>
17	居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定が居宅介護支援や介護予防支援、介護支援専門員の業務にどのような影響を与えたかを調査するとともに、次期介護報酬改定に向け、利用者本位に基づき、公正中立に機能し、サービスの質を担保するための効果的・効率的な事業運営の在り方の検討に資する基礎資料を得るための概況的な調査、タイムスタディ調査や実証を行い、報告書を作成する。</p>
18	ホワイトボックス型AIを活用したケアプランの社会実装に係る調査研究事業	<p>AIケアプランの社会実装を目的にケアマネジャーの思考フローの可視化、標準化項目のAI学習等の検討を行い、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトボックス型のAIエンジンの開発・改良を行うことができること ・調査研究実施に際してデータを保有する法人、介護保険事業者に協力を得ることができること ・平成28年度から老健事業で行っている「適切なケアマネジメント手法の策定に向けた調査研究」の項目をAIエンジン開発に活用すること
19	AIを活用した効果的・効率的なケアプラン点検の方策に関する調査研究事業	<p>AIを活用したケアプランの作成支援の実装化に向けて、令和2年度の同事業を踏まえ、保険者が点検を実施したケアプラン点検の項目のデータを活用し、点検項目とケアプランの質に影響を与える要因の追加分析や点検項目の対象の整理を行う。また、ケアプランが利用者の自立支援に資するものとして点検が適切に実施されているか、点検の目的、方法、項目等やヒアリング等、実態把握を行い、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIエンジンの開発・改良を行う事が出来ること ・保険者が保有するケアプラン点検結果を1,000件以上利用可能なこと ・実施に際して、保険者の協力を得ることができること
○介護サービス共通		
20	介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業	<p>現時点で虐待防止委員会の設置や指針を作成している施設はあるが、全サービス事業の実態を把握した調査はなく、虐待防止に効果的な委員会や指針、研修内容かどうかを調査したものはない。今後運営基準に義務付けされることから、義務付け内容が虐待防止に効果的な委員会の運営、指針内容、研修内容と実施方法などを検討し周知する必要がある。</p> <p>① 実施すべき事業内容 「全ての介護サービス」で義務付けられることから主なサービス種別を網羅し、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることその他の体制整備状況、及び体制整備のアウトカムに関係する事項等についての実態把握をする。</p> <p>② 成果物の体裁 調査結果に対しては、義務づけられた体制整備の現状把握に加え、体制整備に影響する要因や体制整備がもたらす効果等の観点から分析を行い、事業者における虐待防止の指針作成、委員会の運営、研修の実施等虐待防止体制を整備するに具体的に参考となり得るものを作成し、かつ保険者・監督権者において集団指導等に資するものとする。 なお、調査研究結果については国が経年実施する調査の利活用や同調査への反映等に関する提案を含めて報告書にとりまとめ、当該報告書を関連資料とともに各都道府県・市町村に配布する。</p>
21	介護施設等の防災・減災対策の在り方に関する調査研究事業	<p>介護施設等の防災・減災対策を進めるため、</p> <p>① 他法人との連携による避難先の確保等の方法</p> <p>② 介護版EMISの活用状況</p> <p>③ 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業の実施状況</p> <p>などについて、調査・分析を行った上で、他法人との連携に関する手引きを作成するとともに、介護版EMIS及び防災リーダー養成等支援事業の推進策（防災リーダー養成の研修内容の検討を含む。）の検討などを行う。</p>

番号	テーマ名	事業概要
22	介護事業経営実態（概況）調査の調査精度向上のための調査・集計方法等に関する調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定に関する審議報告における今後の課題として、「介護事業経営実態調査の調査精度を高めていくための、より適切な実態把握のための方策を、引き続き検討していくべきである。」とされたことから、介護事業所・施設に対するアンケート調査等を通じて介護事業経営実態（概況）調査の調査精度向上のための調査・集計方法等について検討を行い、報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に介護事業経営概況調査の実施を予定していること等から、本事業については、令和3年9月頃までに一定の方向性について厚生労働省に概況を報告できる計画となっていること。 ・アンケート調査については、現下の経営実態の精緻な把握に資する決算関連情報等を特定の法人種別・サービスに偏ることなく定量的に把握すること。 ・会計制度や介護事業所の経営に知見を有する者の助言を得ながら実施すること。
23	介護保険サービスにおける人員配置基準等の自治体ごとの解釈・運用等に関する調査研究事業	<p>人員配置基準等の自治体ごとの解釈や運用について、自治体及び事業者へのアンケートやヒアリング、その他必要な手法により、実態を網羅的に把握し、この事業において設置する有識者による検討会で実態及び課題の分類、対応すべき事項について整理の上報告書にまとめる。</p>
24	感染症対策や業務継続に向けた事業者の取組等に係る調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定において、感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の強化、会議におけるICT等の活用等が盛り込まれたところであり、事業者によるこれらの取組への対応状況や効果的な取組事例等について、事業者へのアンケートやヒアリング、その他必要な手法により把握し、この事業において設置する有識者による検討会で実態及び課題の分類、対応すべき事項について整理の上報告書にまとめる。</p>
25	都市部、離島・中山間地域におけるサービスの在り方に係る調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定において、都市部や離島、中山間地域等どの地域においても必要な介護サービスが確保に向け必要な方策を引き続き検討することとされたところ。</p> <p>都市部や離島、中山間地域等におけるサービスの確保に当たっての課題や現行のこれらの地域への対応として設けられた介護報酬の活用状況や人材確保の課題等について、自治体、事業者等へのアンケートや、ヒアリング、その他必要な手法により、把握し、この事業において設置する有識者による検討会で実態及び課題の分類、対応すべき事項について整理の上報告書にまとめる。</p>
26	高齢者の介護の現状に関する調査事業	<p>本事業では、最新の高齢者介護の実態を把握するにあたって、これまでの状況を整理するとともに、どのような手法を用いることが適切か、調査検討を実施する。</p> <p>具体的には、高齢者に対して、どのようなケアがどれくらいの時間にわたって提供されているかを数量的に把握することが出来る手法が必要である。先行研究の調査や、有識者による検討、試行的な調査等の実施を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <p>介護に関して多くの知見を有する組織であって、これまで、医療・介護に係るケアの実態調査等に係る経験・知見等を有する者による事業の実施が望ましい。また、検討結果については、10月頃には中間報告を行うこと。</p>
27	要介護認定事務の円滑な実施に係る調査研究事業	<p>要介護認定者数が年々増加傾向にあることによる、自治体における事務負担の増大や、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴うICTを活用した介護認定審査会や認定調査の実施について、課題等を整理するため、以下について調査検討の上、報告書にとりまとめること。</p> <p>①市町村に対するアンケート調査やヒアリングにより、要介護認定事務の各事務にかかる作業時間や作業内容について把握を行った上で、事務の効率化にあたりどのような改善が考えられるか。</p> <p>(※)事務の効率化の観点から、より多くの自治体において主治医意見書の電子データによる受信が可能となるような方策についての検討も行うこと。</p> <p>②認定調査、介護認定審査会のICTを活用した実施について、実用化する場合の課題の洗い出しを行った上で、実証的な調査を実施し、その結果に基づき、実施方法やその留意点等についての提案を行う。</p> <p>(※)調査の実施にあたっては、要介護認定にかかる諸法令や通知等において定めるルールを遵守することを前提として、同一の調査対象が①対面のみのパターン②ICTを活用するパターンそれぞれの方法で事務を実施した場合の結果の比較とその要因分析を必ず行うこと。</p>

番号	テーマ名	事業概要
28	介護職員等による喀痰吸引等の円滑な実施に関する調査研究事業	<p>平成24年度より介護職員等による喀痰吸引等が実施できることとなり、登録特定行為事業者数等は増加し続けている。一方、介護現場の実態に合わせて、介護職員等の質の担保、医療従事者との密な連携が求められている。</p> <p>そのため、介護職員等による喀痰吸引等について、実施者や利用者の状況その他医療従事者等との連携体制、安全管理、実施の際の合意プロセスなどの状況を把握し、有識者の意見を踏まえて、現行制度が円滑に実施されているか検討する。</p> <p>(事業内容・成果物のイメージ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有識者による検証委員会の設置 ○喀痰吸引等実施事業者等へ介護職員による喀痰吸引等の実施状況を把握する調査の実施・分析 ○実施状況調査の実施及び回答結果の分析については、有識者による議論を踏まえ実施 ○有識者の意見を踏まえ、上記の検討結果を踏まえて抽出された実態等に関する事業報告書の作成
○在宅サービス		
(医療系サービス)		
29	認知症の方の服薬管理における薬剤師の関わり方、多職種連携等に関する調査研究事業	<p>居宅での療養においては日々の服薬管理が重要であり、認知症の方については、飲み忘れ、誤薬等に特に留意が必要である。</p> <p>本事業では、薬剤師の在宅業務における、要介護度に応じた認知症の方の服薬管理に関する取組や事例、効果、課題等の実態調査を行う。また、医師、ケアマネジャー、他の訪問サービス事業者等、他職種との連携(入退院時の情報連携を含む)の実態についても調査を行い、認知症の方の服薬管理における薬剤師の関わり方、多職種の連携の在り方について検討・提案を行う。</p>
30	地域における訪問看護・リハビリテーションの実態調査研究事業	<p>居宅介護サービスにおいて、中重度者・看取りへの対応や自立支援・重度化防止の取組を充実させるため、役割に応じたより質の高い訪問看護及び訪問リハビリテーションの更なる普及を図ることが求められている。そのため、地域で療養する利用者の状態やニーズ、訪問看護及び訪問リハビリテーションが果たすべき役割等について検討していくことが必要であり、利用者の実態や地域で提供されている訪問看護、リハビリテーションの実態を把握することが必要である。</p> <p>本事業では、訪問看護事業所から理学療法士等が訪問して行う訪問看護と、訪問リハビリテーション事業所が提供するサービスについて、利用者の状態や医療ニーズ、提供されているサービスの内容、事業所の概要や地域特性等についてアンケートやタイムスタディーなどによる実態調査を行い、検討に資する基礎資料を得る。</p> <p>【本事業の特記条件】 調査対象事業所の選定にデータは厚生労働省より提供されるデータに基づく。</p>
31	訪問看護・訪問リハビリテーション提供体制強化のための調査研究事業	<p>居宅介護サービスにおいて、中重度者・看取りへの対応や自立支援・重度化防止の取組を充実させるため、役割に応じたより質の高い訪問看護及び訪問リハビリテーションの更なる普及を図ることが求められている。</p> <p>本事業では、訪問看護及び訪問リハビリテーションについて、地域特性を含めた介護保険事業支援計画及び介護保険事業計画(第8期)における整備計画、実際の整備状況(代替サービス等を含む)や自治体、関係団体の従事者の育成・確保対策等についてアンケート及びヒアリングによる調査を行い、実態を明らかにするとともに、地域特性も踏まえた役割に応じたより質の高い訪問看護及び訪問リハビリテーションの提供体制強化策を提言する。</p>
32	訪問看護の評価指標の標準化に関する調査研究事業	<p>介護サービス需要が一層増大・多様化することが見込まれるなか、看護が専門性を発揮し、要介護高齢者が住み慣れた地域での安心した暮らしを支え続けるためには、アウトカムの視点も含む提供したケアの質を評価し、PDCAサイクルを回しながらケアの質の向上、体制整備に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>本事業では、訪問看護事業所のPDCAサイクルを推進するために、訪問看護の評価指標の標準化を図り、事業所の経年変化や他の事業所との比較が可能となるような基盤整備を行うとともに、科学的介護情報システムについて、訪問看護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所での導入状況、導入にあたっての課題をアンケート調査やヒアリング調査によって明らかにし、その対応策について提言する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
33	生活期リハビリテーションにおける適切なアウトカムの評価の在り方に関する調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定の審議報告において、生活期のリハビリテーションは、心身機能、活動、参加のそれぞれにバランス良く働きかけることが重要とされている一方、現時点でそのアウトカムに関する適切な評価方法が定まっていないためアウトカムの評価方法については検討課題とされている。</p> <p>本事業では、自立支援・重度化防止に資するリハビリテーションサービスのアウトカムの視点からの評価の在り方について、実態を調査し課題を焦点化するとともに、各関係団体及び学識関係者から意見聴取を行い、生活期リハビリテーションにおけるアウトカムの評価方法及び通所リハビリテーションにおける、ストラクチャー、プロセス、アウトカム評価を組み合わせた総合的な評価方法を明らかにするための検討会を実施し、報告書を作成する。</p> <p>また、令和3年度介護報酬改定の通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションにおける影響の実態を把握するための調査を別途実施する。</p> <p>【本事業の特記条件】 調査対象事業所の選定は、厚生労働省より提供されるデータに基づく。</p>
(介護系サービス)		
34	介護保険の福祉用具における効果的なサービス提供に関する調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、「介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目について、利用実態を把握しながら、現行制度の貸与原則の在り方や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、どのような対応が考えられるのか、今後検討していくべき」と指摘されたところ。</p> <p>本事業では、福祉用具貸与の利用実態把握を行い、効果的なサービス提供の方法に関する調査研究を行う。</p> <p>(利用実態の把握等の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 長期間利用の実態（利用者の状態像や長期間利用となった理由等） ② 福祉用具貸与とその他のサービスの利用状況 ③ 福祉用具貸与の価格構造の分析 ④ 販売種目へ移行する場合の保険給付への影響 等
35	福祉用具貸与におけるモニタリング等の実態に関する調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目の在り方について、利用実態を把握しながら、利用者の安全性の確保等の観点から今後検討していくべきと指摘されたところ。</p> <p>本事業においては、福祉用具専門相談員のモニタリング等の実態把握を行い、利用者の安全性を確保する仕組みに関する調査研究を行う。</p> <p>(モニタリング等の利用実態等の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 福祉用具専門相談員の具体的なサービス提供内容（モニタリングの具体的内容（利用者の状態像の把握、福祉用具の使用法の助言等） ② モニタリングを通じた福祉用具の貸与の変更内容や頻度 ③ モニタリングに際した福祉用具専門相談員と他の職種の連携状況（他のサービスの利用状況を含む）
36	介護保険における福祉用具の利用安全を推進するための調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、市町村等においてどのような内容の情報が収集されているのか実態把握を行うとともに、 ・事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化の取組を踏まえながら、更なる効果的な取組を今後検討していくべきと指摘されたところ。 <p>本事業においては、福祉用具に関する事故やヒヤリ・ハットについて、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市町村や福祉用具貸与事業所、製造業者等において、把握している事故等の内容を収集し、事故等の内容の整理や原因分析を行うとともに、 ② 福祉用具専門相談員やケアマネジャー、製造業者等へのヒアリングを通じて事故防止に資すると考えられる情報を整理する。
37	サービスの質の向上に向けた福祉用具貸与計画書における項目の標準化に関する調査研究事業	<p>福祉用具貸与においては、平成24年に福祉用具貸与計画書の作成、平成30年に複数商品の提示・介護支援専門員への福祉用具貸与計画書の交付を義務づけ、サービスの質の向上に努めているところ。</p> <p>また、令和2年度の調査研究事業において、福祉用具貸与計画書やモニタリング記録に記載されている情報を収集・分析したところであり、本事業においては、ケアマネジャーなど多職種との連携が可能となるよう、他職種へのアンケートやヒアリングを行い、必要な項目を整理し、福祉用具貸与計画書の標準化に向けた課題整理や標準様式の作成に向けた調査研究を行う。</p>

番号	テーマ名	事業概要
38	通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護が果たす機能や役割に関する調査研究事業	<p>通所介護・地域密着型通所介護は、サービス提供の基本方針として、利用者の心身機能の維持や利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減等を掲げているが、これを果たすための手段は様々であり、特色あるサービス提供を行う事業所も多く見られている。また、認知症対応型通所介護については、利用者を認知症の人に限定し、少人数でのサービス提供を行っているが、通所介護や地域密着型通所介護でも認知症の人を多数受け入れているという状況がある。このため、通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護のサービス特性を整理し、効果的なサービス提供のあり方を検討するため、以下を実施する。</p> <p>① 通所介護事業所・地域密着型通所介護事業所・認知症対応型通所介護事業所における利用者の状態像とそれに応じたサービス内容・必要とされる体制、利用者・家族が同事業所に求める機能と実際の提供状況等を把握するため、同事業所やその利用者・家族、関係団体に対するアンケート調査・ヒアリング調査を実施する。</p> <p>② 通所によるサービス利用が必要である要介護者に、どのサービスの利用を提案したかやその理由等を把握するため、介護支援専門員に対するアンケート調査を実施する。</p> <p>③ ①②をふまえ、通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の効果的なサービス提供のあり方や介護サービスとしての将来像を検討する。</p> <p>④ ①②③による成果を報告書にまとめ、都道府県・市町村、関係団体等に周知する。</p>
39	短期入所生活介護における効果的なサービス提供のあり方に関する調査研究事業	<p>短期入所生活介護については、令和3年度介護報酬改定において、看護職員の配置基準の見直しを行った。また同改定にかかる議論の中では、短期入所生活介護を長期にわたって提供する、いわゆる「ロングショート」を行っている事業所もあること等をふまえ、短期入所生活介護が果たすべき役割について今一度整理を行うべきとの意見があったことから、以下について実施する。</p> <p>① 看護職員の配置基準の見直しに関し、見直しに伴う看護職員の確保状況、確保にあたっての課題、サービス提供に与える影響等を把握するため、短期入所生活介護事業所に対するアンケート調査を実施する。</p> <p>② いわゆる「ロングショート」の実態を把握するため、短期入所生活介護の提供状況・利用理由等について、短期入所生活介護事業所に対するアンケート調査を実施する。また、短期入所生活介護を長期にわたり利用することが必要と判断した理由等について、介護支援専門員に対するアンケート調査を実施する。</p> <p>③ 短期入所生活介護が果たすべき役割を整理する観点から、類似する機能をもつサービス（小規模多機能型居宅介護、短期入所療養介護、いわゆる「お泊まりデイ」、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）との比較や、都道府県・指定都市・中核市における整備方針の把握を行うため、都道府県等に対するアンケート調査を実施する。</p> <p>④ ②③をふまえ、短期入所生活介護の効果的なサービス提供のあり方を検討する。</p> <p>⑤ ①②③④による成果を報告書にまとめ、都道府県・市町村に周知する。</p>
40	今後の共生型サービスの整備方針に関する調査研究事業	<p>共生型サービスは、福祉ニーズの多様化・複雑化への対応、地域の実情に応じた介護保険サービス・障害福祉サービスの整備・人材確保、いわゆる65歳問題への対応といった様々な課題を解決することを目的として、平成30年度に介護保険サービス・障害福祉サービスの一類型として位置付けられたが、今後の更なる普及を促進するため、以下を実施する。</p> <p>① 共生型介護保険サービス・共生型障害福祉サービスの整備状況、介護保険事業計画・障害福祉計画等今後の整備についての考え方等を把握するため、都道府県・市町村に対するアンケート調査・ヒアリング調査を実施する。</p> <p>② 共生型サービスの整備に対する事業者の考え方、共生型サービスに対する利用者・家族のニーズを把握するため、関係団体へのヒアリング調査を実施する。</p> <p>③ ①②の結果や、令和元年度・2年度に実施した共生型サービスに関する老人保健健康増進事業、障害者総合福祉推進事業により明らかとなった、整備にあたっての課題及び解決策等をふまえ、全国規模での整備数値目標の設定、それに向けて国・自治体・事業所等が実施すべきことを整理し、ロードマップを作成する。</p> <p>④ ①②③による成果を報告書にまとめ、都道府県・市町村、関係団体等に周知する。</p>
41	通所系サービス・短期入所系サービスの新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査研究事業	<p>通所系サービス（通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護）及び短期入所系サービス（（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護）は、サービス特性上、新型コロナウイルス感染症による影響を受けやすく、より感染症対策を徹底してサービス提供を継続する必要がある。このため、以下を実施することで、今後同サービスに対し必要な対応を検討する上での基礎資料を得る。</p> <p>① 通所系サービス事業所・短期入所系サービス事業所における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況・実施にあたっての課題、介護報酬上の特例の適用状況、サービス選択の変化、利用者への影響、感染防止策に係る効果的な取組等を把握するため、同事業所やその利用者・家族、介護支援専門員に対するアンケート調査を実施する。</p> <p>② 通所系サービス事業所について、令和3年度介護報酬改定にて設けた事業所規模別報酬等の特例の適用状況等を把握するため、同事業所に対するアンケート調査を実施する。</p> <p>※ ①②による調査結果は9月までに速報値を取りまとめることとする。</p> <p>③ ①②による成果を報告書にまとめる。</p>

番号	テーマ名	事業概要
42	通所系サービスにおける入浴介助のあり方に関する調査研究事業	<p>通所系サービスについては、令和3年度介護報酬改定において、利用者が自宅において、自身又は介助者の介助によって入浴を行うことができるよう、入浴介助加算に新区分を設け、多職種協働での取組を推進しているところ。このため、通所系サービス事業所においてより質の高い入浴介助を実施できるよう、以下を実施する。</p> <p>① 通所系サービス事業所における入浴介助体制、同加算の算定状況・算定に当たった課題・利用者への影響、入浴介助に係る先駆的な取組等を把握するため、通所系サービス事業所やその利用者・家族に対するアンケート調査・ヒアリング調査を実施する。</p> <p>② 通所系サービス事業所向けの入浴介助（事業所の入浴設備を利用した直接的入浴介助のほか、新区分で実施を求めている利用者宅の浴室環境の確認・必要に応じた環境整備を含む。）マニュアルを作成し、同マニュアルを活用した入浴介助研修方法を検討する。</p> <p>③ ①②による成果を報告書にまとめ、通所系サービス事業所等に周知する。</p>
43	離島等における介護サービス需要と今後の安定的な介護サービス提供のあり方に関する調査研究事業	<p>離島等地域における安定的な介護サービス提供のためには、同地域の現時点での介護サービス需給バランスの検証に加え、地域特性、同地域の持続可能性をふまえた長期的な観点に基づくサービス確保・提供継続策を検討・展開する必要があるが、必ずしも行われていない状況にある。このため、同地域における上記の取組を促進するため、以下を実施する。</p> <p>① 離島等地域における現時点での介護サービス需要や提供状況、介護保険事業計画等に記載される今後のサービス需要・提供についての考え方を把握するため、同地域を所管する都道府県・市町村に対するアンケート調査を実施する。</p> <p>② ①で把握した調査結果から、離島等地域の特性や今後の同地域の持続可能性をふまえた介護サービス確保策を提示している自治体を抽出し、提示にあたっての情報収集・検討方法等について、ヒアリング調査を実施する。</p> <p>③ ②でヒアリング調査を行った自治体にて介護保険サービス・高齢者向けの介護保険外サービスを提供する事業者・住民組織等に対し、同自治体でサービス提供を行う理由や今後のサービス提供に当たった課題等を把握するため、ヒアリング調査を実施する。また同自治体にてサービス提供を実施していない事業者等に対し、同地域でのサービス提供を実施していない理由や課題等を把握するため、ヒアリング調査を実施する。</p> <p>④ ①②③をふまえ、離島等地域を所管する自治体における長期的な観点でのサービス確保・提供継続策の検討を促進するため、検討方法・実事例等を提示する手引きを作成する。</p> <p>⑤ ①②③④による成果を報告書にまとめ、都道府県・市町村、関係団体等に周知する。</p>
44	訪問介護に係る新型コロナウイルスの感染拡大下における事業継続のための取組事例等に関する調査研究	<p>訪問介護事業所を対象として新型コロナウイルス感染症が拡大している中で生じた課題や人員基準等の臨時的な取扱い（ICT等を活用した会議、訪問介護員の資格のない者による訪問介護の提供等）の状況を把握・検証するためのアンケート調査を行うとともに、事業者が直面する課題を類型化し、課題の類型ごとに効果的に対応している事業所の事例を収集（ヒアリング調査等）した上で、実態を踏まえた効果的な対応策（方針）を検討し、報告書を作成する。</p>
45	訪問入浴介護の実態に関する調査研究事業	<p>訪問入浴介護は近年、事業所数と利用者数が減少傾向にあるが、その理由や地域における代替サービスの確保などの実態について、令和3年度介護報酬改定の施行後の状況も含めて把握・検証した上で、次期介護報酬改定に向けて訪問入浴介護の課題について分析を行い、報告書を作成する。</p>
46	定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び（看護）小規模多機能型居宅介護の普及等に関する調査研究事業	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び（看護）小規模多機能型居宅介護の普及等について、①～③の検討を行い、報告書を作成する。</p> <p>① 中重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護の更なる普及を図るための方策について、引き続き検討する。</p> <p>② また、これらのサービスについて、事業者の経営実態や利用者の状況も踏まえ、その機能・役割を改めて検証した上で、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅生活の限界点を高めるために必要な対応の総合的な検討を行う。</p> <p>③ さらに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護がこれまで果たしてきた機能や役割を踏まえつつ、今回の介護報酬改定で定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様となる基準の緩和を行うこととした夜間対応型訪問介護の機能や役割を含め、今後の在り方の検討を行う。</p>
47	小規模多機能型居宅介護事業者の経営等に関する調査研究事業	<p>中重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、24時間365日の在宅生活を支援する小規模多機能型居宅介護の更なる普及を図るため、登録定員や利用定員等の基礎データに加えて、事業所の利用者が少なくなっている要因や利用者が多い事業所と少ない事業所の経営の差異、令和3年度介護報酬改定の施行後の状況・検証も含めて調査研究し、報告書を作成する。</p>
48	認知症高齢者グループホームの令和3年度介護報酬改定の施行後の状況に関する調査研究事業	<p>認知症グループホームについて、令和3年度介護報酬改定（夜勤職員体制の見直しのほか、看取りへの対応の充実、医療ニーズへの対応強化、緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実、ユニット数の弾力化・サテライト型事業所の創設、管理者交代時の研修の修了措置、外部評価に係る運営推進会議の活用、計画作成担当者の配置基準の緩和など）の施行後の状況を把握・検証し、報告書を作成する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
49	居宅系サービス利用者等の口腔の健康状態の維持向上等に関する調査研究事業	<p>居宅系サービス利用者等の口腔の健康管理等の充実を図るため 口腔に関する介護サービスの提供状況や口腔の状態の変化等を含めた実態を把握・分析し、課題の抽出・整理等を行うことを目的とする。具体的には、以下の内容について調査・分析等を行い、報告書にまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔スクリーニングの導入に向けた通所事業所の取組 ・口腔・栄養スクリーニング加算の実施状況及び事後措置の状況 ・口腔機能向上加算の実施内容・方法 ・口腔機能向上サービスと医療との連携状況 ・その他、通所事業所における口腔サービス提供における課題 <p>【本事業の特記条件】 中間報告を令和3年9月末日に行えるよう事業の進捗管理とスケジュール設計を行うこと。</p>
○施設サービス		
(介護施設共通)		
50	介護保険施設等における栄養ケア・マネジメントの実態に関する調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定において、介護保険施設等における栄養ケア・マネジメントの強化が図られ、入所者ごとの状態に応じた栄養ケア・マネジメントが基本サービスに包括化されるとともに、入所者数に応じた管理栄養士の配置等を要件とする新たな加算が創設された。</p> <p>今後、こうした取組の適切な評価が行えるよう、本事業において介護保険施設等における管理栄養士・栄養士の栄養ケア・マネジメントを含む多岐に亘る業務を整理した上で、業務量調査を行う。また、業務量調査を踏まえ、介護保険施設等における栄養ケア・マネジメントの質と量を評価するための簡易な指標を提案すること。</p> <p>あわせて、各サービスにおける栄養ケア・マネジメントの取組が円滑に進むよう、先進的な事例の収集と手引きの作成も行うこと。</p>
51	介護老人保健施設の目的を踏まえた施設の在り方に関する調査研究事業	<p>介護老人保健施設について、令和3年度介護報酬改定では、在宅復帰・在宅療養支援機能を推進するため、医療と介護の連携の推進、自立支援・重度化防止の取組の推進等の観点から、評価の充実、見直し等が行われたところであるが、今後、同改定の影響も踏まえ、各施設における在宅復帰・在宅療養支援機能を更に高めるための検討を行う必要がある。</p> <p>本事業では、介護老人保健施設について、介護報酬改定の影響も踏まえたサービス提供の実態調査を行うとともに、在宅復帰・在宅療養支援機能を更に高めるための課題把握・施設の在り方検討を行う。</p>
52	介護保険施設における医療専門職の関与のあり方の検討に関する調査研究	<p>介護保険施設において、入所者の重度化、医療ニーズの増大、看取りの増加により、医療専門職の関わりが重要な場面が増加している。また、令和3年度介護報酬改定では、認知症専門ケア加算における認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置要件化、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算等におけるアウトカム評価の導入等を行うとされており、施設での医療・ケアにおいて専門性の高い職員の関与が重要になってくると考えられる。</p> <p>本事業では、適切な研修等を修了した専門性の高い看護師やリハビリ専門職による指導等が必要となる入所者のニーズ等を把握するとともに、これらの職員の配置により、医療・ケアの質にどのような影響があるかを調査し、専門性の高い各職種との連携を前提としたサービス提供の在り方について提案を行う。</p>
53	介護老人保健施設とかかりつけ医の連携等に関する調査研究事業	<p>介護老人保健施設（以下「老健」という。）について、令和3年度介護報酬改定において、所定疾患施設療養費の見直し、短期入所療養介護における医学的管理の評価等、医療機能の評価が行われたところである。</p> <p>医療と介護の連携の推進の観点からも、今後、老健の医療機能のさらなる活用が求められるが、老健は中間施設であり、その医療機能を発揮し、入所者・利用者に一貫した継続的な医療を提供するためには、かかりつけ医や医療機関との連携は欠かせないものである。</p> <p>本事業では、老健及びかかりつけ医（医療機関）両者を対象とし、アンケート調査、ヒアリング等による連携（入所時及び退所時だけでなく、入所前、入所中及び退所後の連携も含む）の実態把握を行い、連携をさらに深めるための方策を提案する。</p>
54	施設系サービス利用者等の口腔衛生等の管理に関する調査研究事業	<p>施設系サービス利用者等の口腔衛生等の管理の充実を図るため 介護職員をはじめとした施設職員、歯科専門職の取組等の実態を把握・分析し、課題の抽出・整理等を行うことを目的とする。</p> <p>具体的には以下の内容について、調査・分析等を行った上で、報告書にまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設における歯科専門職の介入状況 ・介護保険施設における歯科医療の提供方法・内容 ・歯科専門職と介護職員等との連携 ・口腔衛生管理加算の提供方法・内容 ・その他、介護保険施設における口腔サービス提供における課題 <p>【本事業の特記条件】 中間報告を令和3年9月末日に行えるよう事業の進捗管理とスケジュール設計を行うこと。</p>

番号	テーマ名	事業概要
55	介護現場での自立支援促進に資するマニュアル作成事業	<p>本事業では、新たな加算である「自立支援促進加算」の収集項目も参考に、項目ごとに意図する評価の在り方や、専門的な知見を踏まえた測定方法等も含め、好事例を収集し、マニュアルを作成するとともに、介護現場で周知していく。</p> <p>【本事業の特記条件】 介護に関して多くの知見を有する組織であるとともに、介護報酬に係る知見を有している者による事業の実施が望ましい。</p>
(特別養護老人ホーム)		
56	小規模特養の経営状況に関する調査研究事業	<p>本事業では、小規模の特別養護老人ホーム（いわゆる30人特養）の経営状況について実態把握を行う。具体的には、地域性や、併設事業所の有無等が事業の収支に与える影響についての分析や、地域密着型特養との経営実態における比較等を行い、課題の整理を行う。</p> <p>実態把握の方法としては、研究会を立ち上げ、有識者・事業者の意見を聞きながら、アンケート調査、ヒアリング調査を行う。収集したデータや分析した課題については、報告書にまとめる。</p>
57	特別養護老人ホームにおける職員の勤務形態等に関する調査研究事業	<p>本事業では、特養と併設事業所とを兼務する職員について、勤務形態や勤務内容についての実態把握を行い、兼務による経営面における影響やケアの質の面での課題について分析を行う。また、ユニット型特養の職員の勤務形態や勤務内容について実態把握を行うとともに、ユニット定員との関係性について分析を行う。実態把握の結果得られた分析をもとに、今後人員配置の見直しを検討する事業者や15人ユニットを整備する事業者にとって参考となるような提言を盛り込むこととする。</p> <p>実態把握の方法としては、研究会を立ち上げ、有識者・事業者の意見を聞きながら、アンケート調査、ヒアリング調査を行う。収集したデータや分析した課題については、報告書にまとめる。</p>
58	特別養護老人ホームにおける医療ニーズに関する調査研究事業	<p>本事業では、特養における入所者の医療ニーズについて実態把握を行い、特養の医療提供体制における課題について分析を行う。具体的には、配置医師及び看護職員の役割、在宅医療との比較、外部医療サービスの利用状況、協力医療機関との連携状況等について、入所者の特性や地域によりどのような実態や課題があるか、調査を行う。</p> <p>また、今般の新型コロナウイルス感染対策を踏まえ、特養における感染症対策上の課題、クラスターを防止するためあるべき医療提供体制についての分析を行う。</p> <p>実態把握の方法としては、研究会を立ち上げ、医療関係有識者・事業者の意見を聞きながら、アンケート調査、ヒアリング調査を行う。収集したデータや分析した課題については、報告書にまとめる。</p>
○高齢者向け住まい対策		
59	高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業	<p>高齢者向け住まい（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）の数は増加しており、施設形態や提供サービスも多様化している。</p> <p>このため、高齢者向け住まいの施設概要、入居者属性、職員体制、サービスの利用状況等について、実態を調査し、基礎的な情報を整理する。</p> <p>【調査項目（案）】 施設概要：定員、居室面積、設備、併設介護事業所 入居者属性：要介護度、認知症の程度、医療ニーズ、所得 職員体制：職員数、夜間の体制、資格の所有状況 サービスの利用状況：加算の算定状況、利用している介護保険サービス及び介護保険外サービス、看取りの状況、特別訪問看護指示書の利用状況 等</p> <p>さらに、上記の実態を踏まえ、サービスの利用状況等に関して、課題の把握・分析を行う。</p>
60	介護付きホームにおける看護職員による円滑的な業務の実施に向けた調査研究業務	<p>介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム等）においては常勤の看護職員が配置されているところ、医療・介護を切れ目なく提供していくためにも、当該看護職員が安心して円滑に業務を行うことができるようにすることが必要である。</p> <p>このため、介護付きホームにおいて看護職員が業務を行う上での課題を整理するとともに、当該課題に応じた対応策について検討を行う。</p>
61	高齢者向け住まい等の紹介の在り方に関する調査研究事業	<p>高齢者向け住まいが増加し、そのサービスの内容等も多種多様である中、高齢者が自らの希望に沿った住まい等を選択できるようにすることが重要である。</p> <p>このため、高齢者向け住まい等の紹介を実施するにあたって、どのような観点に留意が必要かについて整理し、紹介事業者等の参考となるようとりまとめを行う。</p>

番号	テーマ名	事業概要
62	有料老人ホームの事業適正化に関する調査研究事業	<p>令和3年4月から施行される改正老人福祉法において、都道府県から市町村への有料老人ホームの届出情報の共有が義務づけられるが、当該情報をもとに都道府県と市町村が連携して有料老人ホームの指導監督を実施していくことが重要と考えられるところ、どのような情報を共有することが望ましいか、また、情報をもとにどのような連携を行うことが望ましいかについて整理を行う。</p> <p>また、有料老人ホームの事業者から自治体に対して、財務諸表の提出を求めているところ、当該財務諸表のどのような点について確認することが重要かを整理することで、自治体の指導監督にあたって参考となるよう整理を行う。</p> <p>さらに、文書負担軽減の観点から、設置届出時や変更届出時に各自治体が具体的にどのような文書の提出を求めているかを把握し、負担軽減の工夫事例の収集・整理を行う。</p>
63	サービス付き高齢者向け住宅等における適正なケアプラン作成に向けた調査研究	<p>サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームに居住している方の自立支援や重度化防止の観点から、入居者の状態に応じた適切なサービスを提供することが重要である。</p> <p>このため、入居者の状態に応じて適切なサービスを提供するためのケアプラン作成することが必要であるが、作成の考え方は事業者によって様々であるところ、いくつかの作成の流れや考え方について整理を行う。</p>
64	居住系サービス等における医療ニーズの調査研究事業	<p>近年の高齢多死社会の進行に伴い、施設における医療的サービスの必要度が増大することが予測される。実際に、介護保険における医療的サービスの一つである訪問看護・リハビリテーションにおいては事業所数及び利用者数は増加している。</p> <p>特定施設、認知症対応型共同生活介護等の居住系施設において、療養上の世話や看取り、自立支援・重度化防止のため、訪問看護・リハビリテーションが必要な要介護者が入所する可能性がある。そのニーズを把握し、適切に訪問看護・リハビリテーションを提供することが重要となってくる。</p> <p>本事業では、上記の状況を踏まえつつ、居住系施設における訪問看護及びリハビリテーションの提供状況や入所後の医療処置・機能訓練の実施状況、課題等についてアンケート調査を横断的に実施するとともに、医療ニーズの評価のために医療従事者による現地調査を実施し、これらの調査結果に基づき報告書を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】 調査対象事業所の選定は、厚生労働省より提供されるデータに基づく。</p>
○介護予防・日常生活支援		
65	地域包括ケアシステムの構築を起点にした多様な産業との連携がもたらす地域づくりの展開に向けた調査研究事業	<p>多様な自立支援を、多様な主体により支援するためには、高齢者本人視点のケアマネジメントや生活支援体制整備事業のさらなる推進が必要である。そこで、高齢者の生活全般を支える産業ごとの視点や海外事例について調査研究を実施するとともに、自治体における体制整備に向けた支援を行う。</p> <p>① 様々な産業における超高齢社会に向けた事業の展開に関する調査研究 金融、小売、住宅、IT等の産業との連携や事業の動向を調査するとともに、さらなる連携拡大の可能性について調査研究を行う。</p> <p>② 海外における地域での暮らしを支える取組に関する調査研究 海外においては、リンクワーカー等の地域の中で暮らし続けることを支援する職種について、日本の生活支援コーディネーターとの比較を行い、地域資源の開発やネットワーク形成の手法について示唆を得ること、あわせて、コミュニティビジネスの役割について調査研究を行う。</p> <p>③ 生活支援コーディネーターの支援のための研修に関する調査研究 民間企業との連携支援や、生活者視点での自立支援型地域ケア会議・協議体の開催に資するよう、生活支援コーディネーターの研修プログラムの構築など、研修体制の充実に向けた調査研究を行う。</p>
66	介護予防・日常生活支援総合事業等の推進に向けた効果的な研修プログラムの開発に関する調査研究事業	<p>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）や生活支援体制整備事業の効果的な推進に向けては、地域の現状分析、課題の設定や解決策の検討、関係者との協働等といった地域マネジメント力が重要である。</p> <p>本事業では、大学等の専門機関や都道府県等と連携しながら、市町村職員を対象とした地域マネジメント力の向上に関する研修（オンライン等を含む）を実施し、効果的な研修体系やプログラムのノウハウについて整理する。あわせて、整理したノウハウ等を基にモデル都道府県（所在する市町村が参加）で試行し、その成果について報告書をまとめる。</p>
67	介護予防・日常生活支援総合事業に基づく移動支援サービスの効果的な運営に関する調査研究事業	<p>高齢者の移動支援については、令和元年6月の「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」決定）において、その施策の充実が明記されている。</p> <p>高齢者の移動手段の確保について課題を抱える市町村も多く、介護予防・日常生活支援総合事業においても、その支援に取り組む市町村もあるが、限定的な状況となっている。</p> <p>こうした中で、移動支援サービスを創出していくためには、担い手等の確保に取り組む必要があるとともに、運輸支局との調整などの対応もあることから、管内の都道府県とも連携しながら進めていくことが重要であり、一部の都道府県においては、相談窓口の設置やアドバイザー派遣等により市町村を支援している事例もある。</p> <p>本事業では、市町村支援に積極的に取り組んでいる都道府県にヒアリングをし、その結果を踏まえ、支援のためのノウハウやポイントを整理する。あわせて、整理したポイント等を基に複数の都道府県で実証し、その結果を踏まえ、広く都道府県で活用できるよう手引きを作成する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
68	介護予防・日常生活支援総合事業等の効果的な実施に関する調査研究事業	<p>介護予防・日常生活支援総合事業等の推進に向けては、市町村の取組状況を把握していくことが必要であり、令和3年度からは、総合事業における対象者やサービス価格について弾力的な運用が可能となる。</p> <p>また、「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）では、上限制度の運用の在り方について検討する旨が盛り込まれるなど、設定される事業費の範囲内で効果的な運営を図っていくことが求められている。</p> <p>本事業では、これらの見直し等を踏まえ、対象者等の弾力化等に関する利用者への効果等のほか、多様なサービスの創出やそれに伴う財政面での効果等について把握・分析し、報告書をまとめる。</p>
69	介護予防・日常生活支援総合事業等の実施プロセスに関する調査研究事業	<p>介護予防・日常生活支援総合事業等については、高齢者の多様なニーズに対応する仕組みとして、各市町村において地域の実情に応じた様々な取組が進められているが、各種事業の実施に課題を抱えている市町村も多い。</p> <p>本事業では、総合事業等のサービス等の創出や見直しに取り組む市町村の中から、一定数の市町村に対し、実践者を派遣することにより伴走的支援を実施するとともに、その過程を通じて、課題の類型化や、各段階における対応の具体的なプロセスについて見える化を行い、多様な課題に対応できるマニュアルを作成する。</p> <p>あわせて、伴走的支援に取り組む実践者（支援する側）に対するヒアリング等を通じて、そのノウハウを把握するとともに、地域における横展開に活かせる取組を整理する。</p>
70	新型コロナウイルス影響下における生活支援体制整備事業の推進に向けた人材育成に関する調査研究事業	<p>新型コロナウイルスの影響が続いている中で、住民主体の活動を継続・再開していけるよう、生活支援コーディネーター等が中心となって、感染の拡大防止に配慮した取組手法や地域の現状分析、課題に対する解決策の検討等について、関係者と知恵を出し合いながら活動を推進していくことが肝要である。</p> <p>こうした中で、市町村によっては、例えば、「食」を通じた高齢者の居場所づくりについて、屋内から屋外に変えて開催する、配食による支援に切り替えるなど、様々な工夫を重ねながら取組を進めているところもある。</p> <p>本事業では、農業施策や民間企業の参入など他分野との連携が図られやすく、住民主体の活動のきっかけともなる「食」に関する取組等を中心としながら、新型コロナウイルスの影響下においても見守りや介護予防の取組に対応していけるよう、市町村職員や生活支援コーディネーター等が活用するための支援ガイドブックを作成する。あわせて、研修事業を実施し、その普及啓発に努める。</p>
71	新型コロナウイルス影響下における住民主体の活動のあり方に関する調査研究事業	<p>新型コロナウイルスの影響により、住民主体の活動の自粛が余儀なくされている状況下において、高齢者の孤立度合いの高まり、心身機能の低下が懸念されている。こうした中で、様々な工夫を凝らしながら、高齢者の生活を支える活動を継続・再開していくことが重要となる。</p> <p>本事業では、新型コロナウイルス影響下においても、住民同士のつながりの再構築を促進していけるよう、例えば、屋外でのサロン活動にICTを活用したつながりの継続など、感染拡大に配慮して取り組む支え合い等の活動について、全国の事例を収集しながら、活動のポイントやノウハウを考察し、報告書にまとめる。</p>
72	介護予防・日常生活支援総合事業におけるボランティアの確保・育成に関する調査研究事業	<p>介護予防・日常生活支援総合事業において、多様な主体の参画による生活支援サービス等の提供が必要となっている中で、住民主体の活動（サービスB等）の実施が限定的な状況にあり、多くの市町村がボランティア等の担い手の確保について課題としている現状がある。</p> <p>こうした中で、現役の労働者や企業等を退職して間もない方等については、十分な体力や高いスキルがあるにも関わらず、これまで地域活動等に参加してこなかったことから、地域活動に目が向かない実態があるのではないかと考えられる。このため、前期高齢者等の地域活動への参加の動機や契機、課題等を把握しつつ、これらの者の参加促進策（企業退職前からのアプローチ等）について検討・検証していくことが重要となる。</p> <p>本事業では、これら住民の属性を踏まえながら、生活支援等の担い手や就労活動（有償ボランティア含む）の推進策について検討・検証し、報告書にまとめる。</p>
73	新型コロナウイルス感染症影響下における通いの場をはじめとする介護予防の取組に関する調査研究事業	<p>令和2年度老人保健健康増進等事業で行った調査では、新型コロナウイルス感染症影響下において、通いの場の自粛が、一定程度みられるとともに、外出機会の減少や、認知機能の低下がみられた者の割合が増加している等の傾向がみられた。新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、感染拡大防止を図りつつ、介護予防の取組を推進していくためには、引き続き、実態把握と分析が求められる。</p> <p>本事業では、新型コロナウイルス感染症の影響による通いの場をはじめとする介護予防の取組の縮小状況やそれによる高齢者の健康状態への影響、感染拡大防止に配慮した新たな取組の展開等について、市町村に対する調査（年に2回程度）を実施し、実態把握を行うとともに、いくつかの都道府県等の協力を得て、更に詳細な分析を行い、報告書に取りまとめる。また、調査で挙がってきた好事例については、自治体等へのヒアリングや取材を行い、事例集として取りまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 市町村に対する調査の1回目は、採択後速やかに実施し、夏頃を目途に、速報値をまとめること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
74	データを活用したPDCAサイクルに沿った介護予防の取組に関する調査研究事業	<p>「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、一般介護予防事業等の地域支援事業を実施するに当たっては、介護関連データを活用し、PDCA サイクルに沿って効果的・効率的に行うことを市町村の努力義務とする改正が行われ、令和3年度から施行されるため、好事例の横展開等の支援が求められる。</p> <p>本事業では、データを活用してPDCA サイクルに沿った取組を推進しようとしている市町村を募集し、人口規模や地域等を考慮した上で複数選定した上で、課題に応じた専門家の派遣等を行い、伴走的支援を実施する。各取組については、他市町村の参考となるよう、自治体内外の体制や具体的なデータの活用方法、支援内容等を整理し、報告書にまとめること。</p> <p>その際、地域支援事業の利用者に関する情報（基本チェックリスト等）の活用や介護予防と保健事業の一体的実施（後期高齢者医療や国民健康保険の担当部門との連携）、官民連携による成果運動型の取組の観点を含めること。</p>
75	地域リハビリテーション体制推進のため実態調査事業	<p>地域リハビリテーションは、「地域リハビリテーション推進のための指針」に基づき、都道府県の体制整備を進めているところである。また、その具体的な活動の一つとして、市町村が実施する地域リハビリテーション活動支援事業がある。</p> <p>地域リハビリテーション体制の構築には、都道府県と市町村が連携をとる必要があり、さらに、都道府県医師会や郡市区等医師会等の関係団体及び医療機関、又は介護保険施設等との協力体制を構築することが、地域リハビリテーションの推進に重要である。</p> <p>本事業では、上記観点を踏まえ以下の実態把握等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県に対する地域リハビリテーション体制の整備状況について、アンケート、ヒアリング等の実態把握と好事例の収集 ・市町村に対する、地域リハビリテーション活動支援事業における都道府県や郡市区等医師会との連携状況について、アンケート、ヒアリング等の実態把握と好事例の収集 ・行政や関係機関向けの研修会の実施（行政担当者向け、関係団体向けに、それぞれ2回程度） ・地域リハビリテーション推進のためのモデル事業の実施（都道府県単位で2カ所程度）
76	インターネットやスマートフォン等のICTを活用した修正自立に係る調査研究事業	<p>本事業では、自治体等においてICTを活用した介護予防の取組を横展開していくために、ICTを高齢者の日常生活や介護予防そのものに資するツールとして活用することによる効果を客観的なデータに基づいて提示するため、高齢者へのアプローチ（一定時間のスマホのレクチャー等）を行うことで、ICTの活用がどの程度進み、買い物や食事、コミュニケーション等のIADL（手段的日常生活動作）の改善が認められるかについて調査・検証を行う。</p> <p>具体的には、国・自治体等が高齢者へのインターネットやスマートフォン等のICT導入支援を行う場合に資するようなマニュアル等の作成を行うとともに、地域在住の高齢者について、インターネットやスマートフォン等のICTを活用することによる自立度の改善に関する効果検証とICTを用いた場合の自立支援評価指標の検討を行い、報告書にとりまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 介護やICTに関して多くの知見を有する者による事業の実施が望ましい。</p>
77	北海道のリハビリテーション専門職を活かした高齢者の介護予防推進に係る調査研究事業	<p>本調査研究は、北海道の広域分散・積雪、リハ職の都市部集中などの地域特性を踏まえ、リハ職を抱える医療機関等と連携し、必要に応じて遠隔ICTシステムを活用しながら、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①専門職が不足する地方自治体・地域包括支援センターと域外のリハビリテーション職等との連携により、おもにフレイルの高齢者の早期発見・対応を円滑に実施する仕組みづくり ②都市部の日常生活圏域をフィールドに、域内の医療機関と地域包括支援センター、介護事業者が連携し、おもに退院後の高齢者の自立した在宅生活を支えるための仕組みづくり ③在宅ケアを推進する専門職に対して、介護現場の実情に即した高齢者の自立支援を目的としたアセスメントやリハビリテーションに係る知識や技術の向上を図る人材育成について試行する。 <p>各モデルに参画する専門家や実践者等からなる全体WGにおいて、総合事業等を活用した地方自治体における事業化を見据え、その実現に向けた課題や方向性を中心に整理し、報告書に取りまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 北海道厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画となっていること。</p>
78	中山間地域における高齢者の社会参加活動の支援に関する調査研究事業	<p>高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ちながら積極的な社会への参加を促進していくことが求められている。</p> <p>本事業では、農業に関わりの深い東北地方において、その地域性を活かした社会参加等を促進するため、農作業等（林業・水産業を含む）を通じた高齢者の社会参加活動の先駆的な取組事例を収集し、その地域の特性や社会資源について分析する。併せて、就労的活動支援コーディネーターの活用方法及び市町村等による支援方策の検討を行い、報告書を作成するとともに年度内に報告会を開催する。</p> <p>【本事業の特記条件】 東北厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を実施する計画となっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
79	コロナ後を見据えた在宅における高齢者自身によるフレイル予防促進に関する調査研究事業	<p>令和元年度の老健事業におけるアンケート調査によれば、関東信越厚生局管内においては、ほとんどの自治体でフレイル予防の取組が実施されており、取組自体は広く浸透していることが見て取れたが、一方で、個別の自治体ヒアリングにおいては、通所型サービスCや通いの場におけるフレイル予防の取組には、受入人数に限界があること、高齢者のニーズの多様化に対応しきれていないこと等の課題が見え、より多くの高齢者に提供できるフレイル予防の手段が必要とされている現状が伺えた。</p> <p>さらに、長引くコロナ禍での在宅生活の中で、通いの場等に通うことが困難となり、あらためて、高齢者のフレイル予防の重要性が認識されたところである。</p> <p>このため、コロナ後を見据え、充実してきた新たなコンテンツを活用した在宅におけるフレイル予防、プレフレイル予防の取組等について調査するとともに、高齢者が自宅にて自らフレイル予防等に積極的に取り組むための動機付けの方策等について調査研究する。</p> <p>【想定される主な事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在宅におけるフレイル予防等の取組自治体の調査 2 検討委員会の開催 3 関東信越厚生局管内自治体へのアンケート調査の実施 4 フレイル予防コンテンツの調査（企業等）及びコンテンツを紹介するイベント 5 報告書及びパンフレットの作成 等 <p>【本事業の特記条件】 関東信越厚生局管内において調査研究事業を実施する計画となっていること。</p>
80	通いの場づくり等に係る市町村支援に係る調査研究事業	<p>総合事業等を推進するにあたっては、市町村における自律的な地域マネジメントの強化が課題とされており、その支援にあっても、地域の実情に応じた柔軟な取組みが求められている。多様な地域課題のすべてに対して支援を行うことは困難であることから、府県が実施する市町村支援について有効な支援策を調査研究し、府県及び府県を支援する厚生局として注力すべき事項を明らかにする。</p> <p>○想定される主な事業内容</p> <p>令和2年度通いの場づくり等に係る市町村支援に係る調査研究事業において作成した市町村の課題対策ツールを用いた①府県担当者を交えた支援に関する検討会の開催②府県の行う実地支援への伴走③実施した支援の検証にかかる検討会の開催</p> <p>○想定される成果物</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市町村支援のガイドラインの策定 ②府県及び厚生局として注力すべき事項や方向性の提示 <p>【本事業の特記条件】 近畿厚生局管内において実施する。</p>
81	地域公共交通の活性化とも連携した住民互助による移動支援サービスの普及方策に関する調査研究事業	<p>中山間地域がその多くを占め、全国に先行して人口減少と高齢化が進む中国地方において、高齢者の移動手段の確保は地域包括ケアシステムの構築・地域公共交通の活性化の双方にとって大きな課題である。こうした中、住民互助による移動支援サービスの推進はひとつの解決に向けたアプローチとなり得るが、中国地方での訪問型サービスDの実施率は全国平均をやや上回ってはいるもののいまだ十分とはいえない状況にある。</p> <p>このため、次の1・2の事業の実施を通じて報告書を取りまとめ、訪問型サービスDをはじめとする住民互助の移動支援サービスの立上げ・運営の手引きを作成するとともに、自治体の介護・交通政策担当者や地域の住民・関係団体向けの報告会を実施し、その展開を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) アンケートやヒアリング調査等の手法を活用した、管内地域における介護・地域公共交通政策双方の観点からの高齢者の移動支援施策に関する実施状況の把握、各種制度に基づく類型に応じたメリット・デメリットや課題等の分析 2) インタビュー調査やフィールドワークの手法等を活用した、住民互助による移動支援サービスの実施のためのメソッドの整理 <p>【本事業の特記条件】 中国四国厚生局の管轄エリアにおいて事業を行う計画となっていること。</p>
82	中山間地域等における地域づくりと介護予防の取組におけるフェーズごとの課題抽出及びその解決のための実践手法の開発に関する調査研究事業	<p>中山間地域がその多くを占め、全国に先行して人口減少と高齢化が進む中国地方において、住民主体による介護予防・生活支援のための活動を進めるには、既に取り組みされている地域振興・活性化のための施策や住民自治による活動などと一体的に、かつ、地域住民とともに考えながらつくりあげるといった視点にたった総合的な展開を図る必要がある。</p> <p>このため、次の1・2の事業の実施を通じて、自治体（内部部局間を含む）と地域住民との関係性構築の過程及び実践段階ごとの課題やその解決手法について分析し、提言を報告書として取りまとめ、地域の関係者を対象とした報告会を実施し、その展開を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) インタビュー調査やフィールドワークの手法等を活用した自治体・地域における取組の分析による課題抽出と課題解決に向けた実践 2) 1による実践結果を踏まえた事例の整理と体系化 <p>【本事業の特記条件】 中国四国厚生局の管轄エリアにおいて事業を行う計画となっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
○医療・介護連携		
83	北海道の地域住民に関する医療・介護情報の共有システム構築に係る調査研究事業	<p>地域包括ケアシステムは、地域の住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される体制だが、その対象は地域住民であり、関係する機関や職種は多岐にわたる。特に、医療と介護においては、同じ対象者であっても必要とする情報が異なることもあり、情報の共有や多職種間の相互の理解が十分にできず、連携が難しいという課題もある。地域の関係機関や関連職種が連携を進めるためには、サービス利用者の情報に係る可及的迅速かつ効率的・効果的な共有に関する仕組みが要になる。</p> <p>今後、人材不足が懸念される中、地域包括ケアシステムの推進にあたってはICTの活用等によって情報共有における伝達内容の正確性や時間的コスト・汎用性の面での効率化が求められる。</p> <p>本調査研究は、在宅医療・介護連携推進事業の一環として医療・介護関係者の情報共有の支援を目的とし、北海道内における情報システムの導入・活用例の実態を把握するとともに、その調査の過程から今後本邦で期待される汎用性の高い情報システムの要件とその活用方法とを整理し、報告書として取りまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 北海道厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画となっていること。</p>
84	円滑な医療・介護連携を推進するための地域医療連携室の支援に関する調査研究事業	<p>高齢者の退院、とりわけ高度急性期・急性期病院からの退院では、時間的制約がある中で医療と介護の両方のサービスの確保が必要である。令和2年度本研究では、地域医療連携室が使用することを想定した退院支援チェックリスト案の作成および、地域医療連携室の実務状況を確認した。令和3年度は、退院支援チェックリスト案の精緻化および地域医療連携室の退院支援に係る課題解決に向けた調査研究を行う。具体的には以下を実施し、報告書をまとめる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① チェックリスト案の精緻化（近畿厚生局管内200床以上の病院10施設以上で実証研究実施） ② 大規模ウェブ研修会（近畿厚生局管内病院において退院調整に係る関係者、在宅医療に係る関係者および医療介護連携に係る行政職・地域包括支援センター職員を対象とする）を開催し地域医療連携室が円滑な退院支援業務をするための課題の収集および分析を通じて解決策を提案。同ウェブ研修会の継続性の検討。 ③ 地域医療連携室の退院支援に係る評価指標案の作成に必要な基礎データの収集 ④ コロナ禍における高齢者の退院支援に係る課題調査と分析 <p>上記を通じて、療養の場を病院から地域に円滑に移行することを更に促進する。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・近畿厚生局が管轄する府県において調査研究事業を実施する計画となっていること。 ・令和3年9月中までに分析方法（暫定版）を含める中間報告、令和3年12月末までに速報結果報告（暫定版）を行うこと。 ・妥当性・信頼性のある結果を得るために調査対象を十分に確保できること。 ・令和3年内に大規模ウェブ研修会を実施すること。 ・検討にあたり、行政・医療・介護の三分野および関係者による検討委員会を設置すること。</p>
85	在宅医療・介護連携推進事業の推進に係る市町村と医療関係団体との連携に関する調査研究	<p>本研究では、地元医師会等の医療関係団体との連携関係が構築できずに事業を推進できない市町村があることから、これを解消するため、地元医師会等の医療関係団体との連携関係が構築できている市町村と構築できていない市町村の状況について調査を行い、両市町村の状況を比較研究し、良好な関係の構築に向けて要因を探るとともに、その結果を良好な連携関係が構築できていない市町村にフィードバックするものである。</p> <p>【本事業の特記条件】 九州厚生局が管轄するエリアにおいて調査検証する計画となっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
○認知症施策		
(普及啓発・本人発信支援)		
86	認知症の人の希望を叶えるヘルプカード等のあり方に関する調査研究	<p>認知症施策推進大綱において「緊急連絡先や必要な支援内容などが記載され、日常生活で困った際に、周囲の理解や支援を求めるためのヘルプカードを自治体に対し周知し、利用を促進する。」こととされている。</p> <p>また、近年、認知症の本人が自立して社会参加を続けるための補助ツールとして、本人の意向に関する項目も盛り込んだ様々なツールが作成・普及されるようになってきているが、その普及や活用状況は未だ不十分な状況である。</p> <p>このため、認知症の人が使いやすく、自らの意思を周囲に示せるような支援ツールを作成し、認知症の人本人がより主体的に意向を伝えられるようにするとともに、全都道府県で活用が図られるようにするための検討が必要である。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実態調査により地域の事例を把握し、成功例、失敗例、課題、認知症の人やその家族の意見を収集する。 ② また、認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏まえ、具体的に役立つ本人向けのツール（ヘルプカード・連携ツール等）を作成するとともに、 ③ 上記ツールの普及・継続的な利活用に向けた仕組みを検討し、推進するためのガイドを作成する。 <p>【本事業の特記条件】 委員の選定にあたり当事者の意見が十分反映できるよう、認知症当事者やその家族の参画を予定していること。</p>
87	認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及・定着に向けた調査研究事業	<p>「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（平成30年6月）については、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日）において、医療介護従事者等の専門職向け認知症対応力向上研修等に盛り込んでいくことや、自治体において事前に本人の意思表示を確認する取組を推進することとされている。大綱のKPIを踏まえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「医療・介護従事者向けの認知症対応力向上研修における意思決定支援に関するプログラムの導入率100%」達成に向けて、医療・介護従事者向けの認知症対応力向上研修における組込型研修の実施状況等の調査を行うとともに、研修受講者による評価を実施する。 ② また、「自治体における事前に本人の意思表示を確認する取組の実施率50%」達成に向けて、今後自治体において本人の意思表示を確認する取組が進むよう、自治体における意思決定支援の取組や事前の意思表示（エンディングノート等）の取組事例の収集やその留意点等を取りまとめる。 <p>以上を報告書にとりまとめるとともに、自治体に展開していくこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ 加えて、上記①および②の取組推進の実施主体となる市町村等に向けて、本ガイドラインと複数存在する他の意思決定支援に関するガイドラインとの概念整理をはじめとした意思決定支援の認知度の向上・理解の促進を図るための簡便なりフレット等を作成する。
88	認知症の人のおもいを反映した地域づくりの手法に関する調査研究事業	<p>令和元年6月の「認知症施策推進大綱」において、認知症の人と共生できる地域づくりを認知症の人の視点に立って進めるとする理念が掲げられており、これまで以上に、地域住民等が認知症の人のおもいを理解・尊重し、地域で認知症の人のおもいに沿った取組を進めていくことが求められている。</p> <p>このため、次の①②の事業の実施を通じた地域課題の分析等を行い、認知症の人本人のおもいに寄り添った地域づくりのあり方についての提言を含む報告書を取りまとめるとともに、地域の関係者に対するフォーラムを実施しその展開を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本人ミーティングの場等を活用した以下に関する認知症の人本人（家族）の意見の把握・現在の地域の取組等が認知症の人本人のやりたいことに十分に適応できているのか・適応できていない場合、どのような改善が望まれるのか ②インタビュー調査やフィールドワークの手法等を活用した以下に関するメソッドの研究・地域の関係者（家族・住民・企業等を含む）が、より一層認知症に関する理解を深めるための普及啓発等 <p>・認知症の人やその家族が企画・立案の段階から参画して行う取組の実施</p> <p>【本事業の特記条件】 中国四国厚生局・四国厚生支局の管轄エリアにおいて事業を行い、年度内にフォーラムを実施する計画となっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
(予防)		
89	介護施設入所中および一般病院入院中の認知症者に対する新型コロナウイルス感染症の与える影響に関する調査研究事業	<p>新型コロナウイルス感染症が認知症者に与えた影響は大きいという報告が行われているが、具体的な問題点としては外出不可・面会不可などの対応から認知症の進行が加速したと思われることがあげられている。</p> <p>外出不可・面会不可などの対応に関しては、その間どのように運動やコミュニケーション活動を維持するかが問題となり、運動促進のための室内体操やコミュニケーション促進のための遠隔型「通いの場」および「認知症カフェ」導入など、いくつかの方法がとられているものの十分ではない可能性がある。また介護施設等における面会を遮断することも感染予防のために行われているが、家族等との交流の遮断による認知機能・精神機能への障害も指摘され、TV電話やインターネット通信に基づくバーチャルコミュニケーションも行われてはいるが十分ではない。</p> <p>本事業では、介護施設入所中および一般病院入院中の認知症者に対する新型コロナウイルス感染症の与える影響に関して実態調査を行うとともに、コロナ禍において感染リスクに一定の配慮を行いながら認知症の進行を抑制するのに有効と考えられる方策や、その際に医療従事者や介護従事者が留意すべき点に関して調査研究を行い、報告書にまとめる。</p>
90	認知症予防に資する取組の実践に向けたガイドラインの作成に関する調査研究事業	<p>市町村では、認知症の発症遅延や発症リスクの低減（一次予防）の取組や早期発見・早期対応（二次予防）のための取組等を実施しているところであるが、より効果的な取組を推進していくためには、認知症施策推進大綱のKPI/目標にも記載されている「認知症予防に関する取組の実践に向けたガイドライン」を作成し、市町村における活用を促していく必要がある。</p> <p>この際、認知症予防に関する取組を推進するためには、通いの場等の一般介護予防や総合事業等の既存の事業と有機的な連携を図っていくことや、PDCAサイクルに基づいた継続的な実践が重要になる。</p> <p>このため、本事業では</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市町村における、一般介護予防や総合事業等も含めた認知症予防に資する取組の事例等を整理するとともに、 ② 取組を効果的に実施するための企画・調整・実施・評価等におけるポイント等を整理したガイドライン（手引き）を作成し、 ③ 作成したガイドラインが活用されるよう、関係機関への周知を行う。 <p>【本事業の特記条件】 事例の整理及びガイドラインの検討・作成にあたっては、令和2年度老人保健健康増進等事業「認知症予防に資する効果的な取組事業に関する調査研究事業」の調査結果等の活用を図るとともに、市町村等における取組の実態を踏まえて実施すること。</p>
91	認知症の予防段階での歯科的介入によるエビデンスの集積とその介入時期・方法の検証及び口腔機能向上プログラムの実践効果の検証に関する調査研究事業	<p>口腔機能の低下と認知機能の関連及び特定健診世代における口腔機能低下の発現状況等について調査研究し、歯科治療、オーラルフレイルの予防・改善が高齢者の健康増進や社会性の維持向上をもたらす、ひいては介護予防に繋がることを検証したうえで、セミナー等を通して調査研究の成果である口腔機能向上プログラムの普及啓発を図る。</p> <p>具体的には以下のとおり実施する。</p> <p>○特定健診世代に対してオーラルフレイルスクリーニングテスト、口腔機能検査を実施。口腔機能低下の発症年齢、程度を調査し、「（全身）フレイル予防」への効果について調査研究を行う。</p> <p>○過去の調査研究で策定された口腔機能向上プログラムの実践及び歯科的介入が認知機能の維持、向上にもたらす効果について検証する。</p> <p>○口腔機能向上プログラムを地域包括支援センター、通いの場等の現場で実践するとともに、東海北陸厚生局管内の自治体、歯科医師、歯科医療関係者等を対象としたセミナーの開催を通して、調査研究事業の結果、成果を発信、また当該プログラムについて広く周知、啓発する。</p> <p>【本事業の特記条件】 東海北陸厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を実施する計画となっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
(医療・ケア・介護サービス・介護者への支援)		
92	BPSDの軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究	<p>介護サービス事業所における認知症への対応力向上を一層推進するため、認知症の行動・心理症状（BPSD）の予防やリスク低減等に向けて、客観的な評価指標を活用したケアの取組を進めることとしている。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① CHASEIによるNPI-NHのデータ収集に協力するモデル事業（在宅におけるチーム編成や老健施設等の医療系サービスの検証を含む。）を実施し、実施上の課題等を整理するとともに、普及促進の在り方を検討、 ② 必要に応じて、既実践されている評価指標の活用可否についても検討。 ③ そもそもBPSDの発症者が少ない事業所等におけるケア等の特徴を整理。 ④ それらの結果を踏まえ、報告書にまとめる。
93	認知症の当事者と家族を一体的に支援する支援プログラムのあり方に関する調査研究	<p>近年オランダを中心にヨーロッパ諸国で展開されて有効性が示されてきた「ミーティングセンター・サポートプログラム」を参考に、わが国においても、これまで全国5地域のモデル事業を実施し、その結果、認知症の人とその家族の双方を同じ場所で一体的に専門的なケアを受けられるようにすることが、その後の家族の介護負担感や、本人の意欲向上、良好な家族関係の維持にとって有効である可能性が示唆されているところ。</p> <p>一方で、当該モデル事業については、継続的な効果検証及び事業の具体的な普及促進に方策について課題も残されている。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 令和2年度に実施したモデル事業実施地域における継続検証を行うとともに、その課題や事業の具体的な普及促進方策について検討を行うとともに、令和2年度に作成された手引書の内容も踏まえた事業の評価方法等の検証を実施し、報告書（手引書の改定を含む）にまとめる。 ② 改定後の手引書を活用し、研修会を開催するなど普及促進を図るとともに、これらの更なる普及啓発に向けた事業化方策の検討も行う。
94	認知症の人と家族の支援ニーズを踏まえた介護家族支援に関する調査研究事業	<p>認知症の介護家族への認知症の正しい理解や適切な介護に関する知識・技術の習得に関する事業は、介護家族教室、認知症カフェ等により行われている。</p> <p>一方で、認知症の人の家族介護は、知識・技術の習得のみでは十分な効果を得ることが難しい。家族の思いに共感しつつ、家族だからこそ感じる介護の大変さや日々の些細な出来事から感じる希望など、介護家族ならではの思いを大切に、認知症の人との関係の維持、適切な支援につなげていくことが不可欠であり、介護家族への支援を強化することが結果として認知症本人支援にもつながる重要な取組である。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 家族介護の状況や家族の思いについて、過去の調査研究から得られた成果なども参考にしつつ、電話相談や認知症カフェなどの活動を通して得られる内容を調査・収集するとともに、 ② 介護家族支援の実践事例から当該研究の趣旨に即した活動をしている団体等にヒアリング等を実施し、先進事例を収集する。 ③ ①及び②の結果を踏まえ、認知症の診断前後、初期段階から重度期、終末期の各段階における介護家族の思いに寄り添った支援内容を全般的に網羅し、介護家族が認知症の人とともに歩むための支援ガイドを作成する。 ④ 作成したガイドを認知症の人の家族およびその支援を行う専門職等に向けて広く周知する。 <p>【本事業の特記条件】 支援ガイドの作成にあっては、印刷・製本費が大半を占めることとならないよう、web版の掲載等も考慮すること。</p>
95	介護施設等における認知症者の感染防止・安全管理策に関する調査研究事業	<p>新型コロナウイルス感染症が蔓延化しつつ有る中、認知症高齢者が感染したり、濃厚接触者になった場合等において、感染症拡散防止のために行動制限・身体拘束を行う必要性に直面する場面があることがあげられている。</p> <p>平成12年に介護施設における身体拘束の原則禁止の原則が打ち出され、実務的な対応のための「身体拘束ゼロへの手引き」が平成13年に提示され、身体拘束は「やむを得ない事情（切迫性、非代替性、一時性）」がある場合に限るとされ、平成30年には介護報酬制度の中で身体拘束廃止未実施減算規定が出されている。しかし、新型コロナウイルス感染症に関しては感染陽性者に対して、および微熱を有しながら検査が出来ないため感染陽性・陰性が未確定である者に対して、今までの手引きの解釈では判断が難しい場合も想定される。</p> <p>本事業では、介護施設等に入所中の認知症者に対する新型コロナウイルス感染症の与える影響の特に行動制限・身体拘束等に関する実態調査を行い、コロナ禍における様々な状況下で、様々な疎通性レベルの認知症者に対してどのように感染予防対策の履行をお願いしているか、疎通性の低い認知症者に対して感染症拡散防止のためにどのように対応しているか、そして行動制限・身体拘束を行う必要性が高い場合にどのような判断とプロセスを進めていくかに関して調査を進め、医療従事者や介護従事者が留意すべき点に関して報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 本事業を遂行するにあたり法律関係者または倫理学関係者等の有識者を検討委員会等のメンバーに加えること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
96	地域における認知症サポート医のあり方に関する調査研究事業	<p>認知症サポート医はすでに1.1万人養成されており、かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役になるほか、他の認知症サポート医との連携を構築し、さらに地域医師会と地域包括医療センターの連携への協力、かかりつけ医を対象とした認知症対応力向上研修の企画立案や講師を行うなど、さまざまな業務が求められている。</p> <p>しかし、現況でこの資格は初期集中支援チームへの参加や認知症緩和ケアへの参加のために用いられることが多く、それ以外の広範囲な領域における地域連携への関与は十分ではないとの意見もある。これには、認知症サポート医の意識の問題のみではなく、自治体、認知症地域包括センター、認知症疾患医療センターからの運用における適切なアプローチも必要と考えられ、包括的な実態調査が必要と考えられる。</p> <p>本事業では、地域連携における認知症サポート医の活躍をより活性化するという観点から、認知症サポート医の活動内容に関する実態調査を、対象として関係諸機関を含めて行い、自治体、認知症地域包括センター、認知症疾患医療センター等との連携に基づいた地域における認知症サポート医の望ましい活動のあり方、あるいは活用の仕方についての議論を行い、これらを報告書にまとめる。</p>
97	地域における認知症者にかかる困難事例の類型化とその対応のあり方に関する調査研究事業	<p>初期集中支援チームは既に全市町村に配置され、その効果的な運用が望まれるところである。特に問題となるのが、家族等の関与が希薄な独居老人、医療の介入に非合理的に抵抗される症例、ゴミ屋敷などの地域で問題となる行動を呈する症例などの困難事例への対応に大きな労力が注がれていることである。</p> <p>そこで一般に個別性が高いとされる困難事例の実態を調査し、これらを可能な限りタイプ別に類型化し、その背景となる疾患や家族・地域の事情などに関して調査を行う。例えば、独居老人の場合は遠隔に住む親族の関与を促すか地域社会でのサポートを増やすことが重用であるし、医療の介入が必要であるにもかかわらず拒否される場合は配偶者の死去などによりうつ病に罹患している場合や認知症のBPSDによって混乱している場合などがあり、ゴミ屋敷の症例では強迫性障害や認知症に関連するとされる溜め込み症候群に罹患している場合があり、各ケースによって対応のプロセスが異なるものと想定される。</p> <p>本事業では、初期集中支援チームの直面する困難事例の実態を調査し、これらをタイプ別に類型化し、その背景となる疾患や家族・地域の事情などに関して調査を行うとともに、どうして介入が遅れたのか、どのように介入することで対応がうまくいったかなど初期集中支援チームによる効果的な対応について検討を行い、これを報告書にまとめる。</p>
98	精神科病院の外来診療・相談事業の効果的な活用による地域における認知症対応力の向上に向けた調査研究事業	<p>現在、我が国には精神病床を持つ病院は1,000以上存在し、33万床もの病床が存在しており、認知症高齢者が精神科病床に入院している事例も多い。</p> <p>既に、精神科における精神病圏の疾患に対する治療が入院ベースから外来ベースに徐々に移行し、アウトリーチを含む早期対応により患者の地域移行に貢献していることを踏まえれば、認知症領域においても認知症疾患医療センターになっていない地域の精神科病院等の外来診療・相談事業の効果的な活用によって、既存の認知症疾患医療センター・認知症初期集中支援チーム・認知症サポート医等との連携のもとに、認知症者の在宅での療養や状態像の維持・改善に貢献するとともに、入院に至らせない、あるいは入院に至った場合であってもその期間を短縮出来るような地域連携モデルの構築が可能と想定される。一方で、精神科病院と地域の介護関係者等との連携は未だ十分なモデルが構築できている例は少ないと考えられる。</p> <p>このため、本事業では、認知症疾患医療センターになっていない地域の精神科病院等の外来診療・相談事業における今後の関与の在り方を検討し、それに基づいて精神科病院等に対するアンケート調査等を行うことにより、今後の取組についての問題点の抽出と議論を行い、その対応のあり方等について検討し、これを報告書にまとめる。</p>
99	認知症疾患医療センター運営事業の事業評価のあり方に関する調査研究事業	<p>認知症施策推進大綱において、認知症の人の相談・対応等を効果的に提供するための連携体制の構築の中心的な役割を認知症疾患医療センターが担うとされている。現場の最前線で地域の実情に応じた認知症診療を活発に行っていただくとともに、施設・在宅等での医療・介護に円滑につなげていくことが求められているが、地域において、その役割を十分に果たしているかなどについて更なる調査が必要である。</p> <p>また、センター事業の事業評価のあり方においては、基幹型を中心として地域において取り組んでいただくこととしており、令和2年度の老健事業の一環として、プロセスやアウトプット（受診患者数や鑑別診断数などの外形事象）に関する評価項目を検討したところであるが、アウトカム評価の設定など更なる検討が必要である。</p> <p>このため、本事業では、認知症疾患医療センター（基幹型、地域型、連携型）の実態調査を行い、地域の認知症診療の活性化に資する好事例などを収集し、そうした事例の横展開に向けた課題等を整理するとともに、センター事業の評価方法に関し、PDCAサイクルに基づいた事業運営を行うことのできる指標の設定について検討し、認知症疾患医療センター運営事業の事業評価の望ましいあり方等について議論し、これらを報告書にまとめる。</p>

番号	テーマ名	事業概要
100	認知症初期集中支援チームのあり方と効果的な活動に関する調査研究事業	<p>認知症になっても、できる限り住み慣れた場所で暮らし続けるためには、認知症の本人の容態に応じた適切なケア及び家族等の身近な介護者支援が不可欠である。認知症施策推進大綱では、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援が柱として掲げられている。</p> <p>認知症初期集中支援チーム（以下「チーム」とする。）は複数の専門職により構成されており、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族への初期の支援を、包括的・集中的に行っている。一方で、地域においては、認知症の人の初期に関わる様々な関係機関が活動しており、とりわけ、初期集中支援チームとの役割分担について整理していくことが求められる。</p> <p>また、認知症の早期発見、進行予防には、地域における一般介護予防を含めた総合事業との連携による取組も効果的と考えられること、認知症の初期に有効な薬剤の開発が進められていることなども踏まえつつ、より効果的にチームが活動できる方策を検討する必要がある。</p> <p>本事業では、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① チームによる、認知症の早期発見・早期対応及び対応困難事例等への支援の具体的な活動事例を収集・分析し、 ② チームと地域包括支援センター等の関係機関との役割を明確化し、複数の専門職により構成されているチームの強みを活かした活動や、認知症への早期対応策の今後のあり方等について検討し、報告書にまとめるとともに、 ③ 適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐチームの活動事例を作成する。
101	認知症の状況に応じた高齢者の継続的な口腔機能管理に関する調査研究事業	<p>近年、自分の歯を多く保有していたり、インプラントが埋入されている等、高齢者の口腔内は複雑化している。また、認知機能が低下すると口腔清掃等の自立度が低下するだけでなく、介護職員による口腔清掃、歯科専門職による口腔管理も困難になる。</p> <p>本事業では、施設職員等による口腔清掃、歯科衛生士による口腔機能向上サービス、歯科専門職による居宅療養管理指導等について、認知症の状況に応じた継続的な口腔管理の在り方を検討し、認知症を有する者に対する口腔管理マニュアルを作成する。また、当該マニュアルについて、モデル地区での実証を行ったうえで報告書にまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 中間報告を令和3年9月末日に行えるよう事業の進捗管理とスケジュール設計を行うこと。</p>
（認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援）		
102	若年性認知症支援コーディネーターの地域連携体制構築等に関する調査研究事業	<p>認知症施策推進大綱において、「若年性認知症支援コーディネーターの役割として就労・社会参加のネットワーク作りに加え、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員との広域的なネットワークづくりを推進する。」とされているところ。</p> <p>若年性認知症支援コーディネーター（以下、「支援コーディネーター」という。）が行う就労継続支援や社会参加の場づくりに苦慮しており、その要因として就労継続支援のための労働関係機関や地域包括支援センター等との連携不足や認知度の低さが挙げられており、連携体制の構築が必要となっている。</p> <p>このため、関係機関との効果的な連携構築が円滑に図れるように、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 関係者との連携構築を促進するための若年性認知症自立支援ネットワーク会議及び研修の実施方法の調査・検証を行い、有効な実施方法をまとめた手引書（案）を作成する。 ② 作成した手引書（案）を活用し、労働関係機関や地域包括支援センター等の地域の関係機関との連携強化に向けた研修会を実施し、必要に応じて手引書（案）の改定を行い完成させる。 ③ 加えて、行政担当者及び支援コーディネーターに対する実態調査を行い、課題等を把握し、手引書とともに関係者に周知する。
103	地域における実践的な「認知症バリアフリー」の取組の推進に関する調査研究	<p>認知症施策推進大綱では、生活のあらゆる場面で、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けて行くための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進していくこととされ、様々な調査研究などの取組が進んでいる。一方で、認知症の本人が生活していく中で身近にある認知症に起因する障壁の解消を望んだときに、地域で円滑に解消するための仕組みが十分に講じられているとは言えない。このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全国における認知症当事者が抱える障壁の解決に向けた取組の実態を調査するとともに、 ② 認知症の人が自ら暮らす地域の中にある障壁を本人の視点から具体的に明らかにし、その解消のための取組を自治体やその地域の人たち（事業者・団体・住民等）とともに進めていくためのモデル事業を実施し、 ③ モデル事業の成果をもとに、全国で取り組むためのガイド等の推進ツールを作成する。

番号	テーマ名	事業概要
104	認知症の人の地域における参加・交流の促進に関する調査研究	<p>認知症施策推進大綱（令和元年6月）で、「通所介護（デイサービス）などの介護サービス事業所における認知症の人をはじめとする利用者の社会参加や社会貢献の活動を後押しするための方策について検討する」ことが明記され、令和2年度から就労活動の普及促進策が創設されたが、認知症の人を含む利用者の地域における参加・交流の広がりはいまだ十分ではない。</p> <p>その背景として、介護サービス事業者の視点として社会参加・就労活動の意義や効果が見えにくいことや、認知症の人本人自身が社会参加等の活動を諦めざるを得ない現状等があることが指摘されている。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域における参加・就労活動に取り組む事業所において一定の指標等も活用し、その評価結果をもとに、費用と活動による効果の分析を行うとともに、 ② 認知症の人の社会参加に向けて、当事者へのインタビュー等をもとに、本人の思いや希望、外出や交流等の妨げになる困りごととその背景、困りごとを乗り越える知恵を、診断後の暮らしを取り巻く環境変化のプロセスとともに整理し、 ③ 地域包括支援センター等の関係者が、認知機能の低下に伴っておきる抑うつ傾向や社会参加活動の意欲が低下する認知症高齢者特有の心身状況等を正しく理解した上で、認知症の人自身が認知症とともに生きていくことを前向きに考え備えていくことができるように導く手法や、認知症の人や家族が、今後どのように暮らしていきたいかを自ら考え備えていくことができる方法を身に着けるための学習のあり方をそれぞれ検討し、習得のための手引きを開発する。 ④ その結果を報告書にまとめる。
105	若年性認知症者の就労支援のための調査研究事業	<p>認知症施策推進大綱において、若年性認知症の人への支援があげられているが、当事者の意向としても介護支援よりも就労支援が求められている現状があり、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえた適切な支援を受けられる環境の整備が求められている。</p> <p>そこで、若年性認知症の人が適切に医療を受けながら就労を継続している現状等を調査し、その課題及びその対応策等について検討し、それらをまとめた適切な医療と就労の継続の両立に係る手引き（ガイドライン）等を作成する。</p> <p>なお、診療報酬では、治療と仕事の両立に向けた支援の充実を図る観点から、「療養・就労支援両立支援指導致料」を設定しており、企業から提供された勤務情報に基づき、患者に療養上必要な指導を実施するとともに、企業に対して診療情報を提供した場合について評価を行っている。その対象疾患は、癌（H28年～）、脳卒中・肝疾患（H29年～）、難病（H30年～）、心疾患・糖尿病（R2年～）が指定されているが、若年性認知症は対象外である。</p> <p>【本事業の特記条件】 若年性認知症の人のための医療と就労の継続の両立に係る手引き（ガイドライン）等を作成すること。</p>
106	「地方版認知症官民協議会」の普及・設置に向けたモデル事業に関する調査研究事業	<p>「認知症の人にやさしい地域づくり」に向けた、認知症に関する取組における官民連携については、自治体における官民連携プラットフォームの事例調査や、プラットフォームの構築に向けた課題やノウハウが整理されてきた。一方、このようなプラットフォームが構築されている自治体はごく一部に留まり、小売・交通・金融等の生活に密着する民間事業者との具体的な連携は未だ模索段階にある。</p> <p>そのため、これまで蓄積されたプラットフォーム設置に向けたノウハウを活かし、自治体向け勉強会（オンライン）を開催し、実施主体が協議会の設置・運営に向けたノウハウの提供や伴走型支援を行いながら、未実施の自治体において、認知症にかかる取組を推進する官民連携プラットフォームとして、「地方版認知症官民協議会」を各地で設置・運営するためのモデル事業を実施する。その際、小売・交通・金融等の生活に密着する民間事業者との具体的な連携方策のあり方、チームオレンジや本人ミーティング等、既存の認知症施策の取組との連携のあり方、様々な規模の自治体において規模の影響を受けずにプラットフォームを構築するためのノウハウや協議会設置に向けた新たな課題等についても整理を行い、報告書にまとめる。また、モデル事業を実施後、モデル事業を実施した自治体の取組の報告会を行う。</p>
107	認知症に関する企業等の「認知症バリアフリー宣言（仮称）」及び認証制度の実施および普及に向けたあり方に関する調査研究事業	<p>認知症に関する企業等の取組を一層推進するため、令和2年度老人保健健康増進等事業において「認知症バリアフリー宣言（仮称）」の仕組みや認証制度、表彰制度のあり方について調査研究しているところである。</p> <p>本調査研究の内容を踏まえ、「認知症バリアフリー宣言（仮称）」及び認証制度の本格実施に向けて、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 試行案の設計 <ul style="list-style-type: none"> ・試行版スキーム（運営組織の要件、登録維持管理ルール、申請要件、審査員の力量要件等）の設定 ・試行に必要な文書類（審査マニュアル等）の作成 ② スキーム案の提案 ③ 「認知症バリアフリー宣言（仮称）」及び認証制度の本格実施に向けた審査員の養成、また、より多くの企業等が認知症バリアフリー宣言（仮称）や認証に取り組むために必要な、 ④ 認証基準の解説書（ガイドライン）をはじめとした支援ツールの作成、 ⑤ 宣言および認証取得の意義（メリット）の整理、 ⑥ 行政サービス、オンラインサービスやオンサイトサービスにおける認知症バリアフリー宣言（仮称）、認証の妥当性について検討（アンケート・インタビュー調査含む。）し、報告書にまとめる。

番号	テーマ名	事業概要
(研究開発・産業促進・国際展開)		
108	認知症に関する国際交流プラットフォームの構築及び展開に関する調査研究事業	<p>認知症施策推進大綱では「世界で最も速いスピードで高齢化が進んできた我が国における、社会をあげた取組のモデルを積極的に各国に発信する」としているが、これまで認知症に関する情報を国際的に発信するための国際交流プラットフォームがなかったことから、「令和2年度 国際交流プラットフォームの構築のあり方に関する調査研究事業」において、アンケート調査や国際交流の場となるウェブサイトの構築を進めたところである。</p> <p>しかし、このウェブサイトを当初目的に即したものとして運用し、その安定的な運営を図っていくためにはまだまだ解決すべき課題がある。このため、本調査研究事業では、</p> <p>① 構築されたウェブサイトに掲載される情報について、国際的な発信をする上で必要な客観性・正確性を担保した上で、活発な情報発信を促進するための掲載ルールや枠組みの研究及び策定（翻訳の正確性の担保に向けた議論も含む。）</p> <p>② 継続的・安定的に情報を発信し続けるための運営方法の調査・研究（広告・掲載料等による運営費用の確保の検討など）</p> <p>③ 各国の認知症の当事者・支援者及び関連団体（学会等）の国際的な発信等を調査・分析</p> <p>④ 学会等でも広く活用されるための周知策の検討を行う。また、国内の関係する団体、学会、研究機関等との連携強化を図るための協議会等を開催し、上記①～④の検討と合わせ、報告書をまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 応募団体は、国際会議の参加や国際交流経験のある団体であること。</p>
○介護人材確保対策		
(人材確保)		
109	介護経営の大規模化・協働化に関する調査研究事業	<p>本事業では、合併等の介護事業所の大規模化や、事業所間での連携を行う等の協働化により、介護事業所における経営を効率化させている事例について実態把握を行う。具体的には、関連法人間での備品の共同購入や共同での職員研修、経費の共通化などの効率化事例を把握し、施策の推進のための提言をまとめる。</p> <p>また、併設事業所との職員の兼務を活用し、職員配置の工夫を行っている事例を調査し、経営効率化という観点から分析を行い、課題や施策の推進のための提案を行う。</p> <p>実態把握の方法としては、研究会を立ち上げ、有識者・事業者の意見を聞きながら、アンケート調査、ヒアリング調査を行う。収集したデータや分析した課題については、報告書にまとめる。</p>
110	市町村における地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び育成に関する調査研究事業	<p>地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上を図るため、市町村が、</p> <p>① 第8期介護保険事業計画において記載する「地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上」の具体的内容や実施する上での課題等について、市町村を対象とした調査で明らかにする。</p> <p>② 小規模多機能型居宅介護を中心とする地域密着型サービス事業所の介護リーダー人材の育成支援に活用可能な研修教材を開発した上で、当該教材を活用した研修をモデル的にを行い、検証も行う。その際、オンラインで活用可能な映像教材を作成することとするが、介護現場の限られた隙間時間で知識を補えるように、短い動画と確認問題を用いたマイクロラーニングを採用するなど工夫するとともに、実務的な場面を題材にした教育が可能となるように事業所へのヒアリング調査を行い、報告書を作成する。</p>
111	生活援助従事者研修に関する調査研究事業	<p>平成30年度に創設した生活援助従事者研修等について、研修の実施状況等の調査を行うとともに、研修修了者や従事している事業所のヒアリング調査等の実態把握を行い、当該研修の課題やニーズについて検討する。また、その検討を踏まえ、生活援助従事者研修修了者の活用に係る好事例集やパンフレットを作成しつつ、今後の生活援助従事者研修のあり方について、検討する。</p>
112	地域ニーズを踏まえた専門職確保の取組事例等に関する調査研究事業	<p>高齢化の進展に伴い医療・介護ニーズが高まる中、介護職を含む専門職の人材確保に向けては、それぞれの地域、事業所等において様々な取組が行われているが、その効果は様々である。また、人材確保を一過性のものとしなないためには、地域のニーズを踏まえた取組や地域づくりの観点も踏まえた検討が必要となる。</p> <p>本事業では、コストの観点や他の地域でも活用可能なものであることを勘案しながら、地域のニーズを踏まえた人材確保の効果的な取組事例を調査するとともに、同取組と地域づくりの関係に係る考察、検討、提案を行う。</p>
113	介護報酬における介護職員処遇改善の推進に向けた方策にかかる調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定において、介護職員の処遇改善のための報酬の見直しを行ったところであり、見直しの効果を適確に把握するとともに、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善による賃金改善以外の処遇の改善の状況や人材確保への影響等について、事業所等へのアンケートや、ヒアリング、その他必要な手法により、実態を把握し、この事業において設置する有識者による検討会で実態について整理の上報告書にまとめる。</p>

番号	テーマ名	事業概要
114	介護現場における多様な働き方に関する調査研究事業	<p>生産年齢人口の減少が本格化していく中、多様な年齢層・属性（中高年、主婦、学生等）をターゲットとした、多様な働き方、柔軟な勤務形態による効率的・効果的な事業運営が必要である。</p> <p>令和3年度予算案において、地域医療介護総合確保基金の事業メニューに「介護現場における多様な働き方導入モデル事業」が追加された。</p> <p>本調査研究においては、介護現場における多様な働き方導入モデル事業の実施主体の協力を得て、各取組の狙いや実施状況を随時把握するとともに、事業の効果測定、検証、都道府県による所見の分析、整理等を行い、取り組みに応じた導入モデルの検討・検証を行う。</p>
115	介護人材の需給推計ワークシートの改良及び需給状況の分析手法に関する調査研究事業	<p>令和2年度に本調査研究で検討し、第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数を推計するために活用したワークシートについて自治体へのヒアリングを行い、改善すべき点がないか検討を行う。</p> <p>また、第8期計画期間の介護人材確保の進捗を確認しつつ、更なる介護人材確保対策が講じられるよう、現状分析のあり方、PDCAサイクルの確立に資する取組の整理、市町村における介護人材の過不足感の測定指標等について検討を行う。</p> <p>これに加え、サービスの質を保ちつつ、施設・事業所の運営を効率化する手段についての検討を行う。</p>
116	介護分野における特定技能制度の推進方策等に関する調査研究	<p>特定技能等により受入れた外国人介護人材の生活・就労実態や受入れ施設等における支援状況のほか、介護分野における登録支援機関における支援状況、また、在留資格取得者（国内・国外での特定技能評価試験合格者、EPAや技能実習制度など他の在留資格から特定技能制度への移行等）の状況等に関して、アンケート調査やヒアリング調査による実態把握を行う。</p> <p>この調査結果を踏まえ、受入れを進めていくうえでの課題や推進方策について報告書にとりまとめるとともに、特定技能外国人の受入促進のための効果的な支援のあり方等に関するガイドラインを作成する。</p> <p><事業内容> 特定技能による受入れ実態把握のための調査実施（アンケート調査、ヒアリング調査） ※調査対象は、特定技能等外国人受入施設、特定技能外国人本人、登録支援機関を想定</p> <p><成果物（案）> ・特定技能等による受入れ実態調査のまとめ（報告書） ・特定技能外国人の受入促進ガイドライン（登録支援機関による効果的な支援のあり方や、技能実習から特定技能への移行の事例等をもとに作成）</p>
117	介護分野における技能実習制度の実態等に関する調査研究	<p>介護職種における技能実習制度により受け入れた外国人介護人材の生活・就労実態や受入れ施設等における支援実態のほか、特に介護職種を扱う監理団体の運営実態や受入事業所との関わり方等について、アンケート調査及びヒアリング調査による実態把握を行う。これにより、技能実習法に基づき介護職種の追加後3年を目途に必要な見直しを行う場合の議論に資するための基礎資料を得るとともに、その際に想定される論点において仮説に基づく検証等も行う。</p> <p>これらの調査や検証結果について報告書にとりまとめるとともに、監理団体と受入事業所の関わり方等に関するガイドラインを作成する。</p> <p><事業内容> ・技能実習による受入れ実態把握のための調査実施（アンケート調査、ヒアリング調査） 調査対象は、技能実習生受入施設、実習生本人、監理団体を想定 ・有識者による意見交換（検討委員会、ワーキンググループ）</p> <p><成果物（案）> ・技能実習による受入れ実態調査のまとめ（報告書） ・介護職種における監理団体と受入事業所の関わり方等に関するガイドライン</p>
118	企業との連携による福祉現場の活性化に関する調査研究	<p>本研究では、新たな人材確保の方法として、地域社会に貢献する取り組みを積極的に行っている地元企業等と連携して、通いの場や介護施設にボランティアを派遣し、資格を要しない業務や作業の人材の不足を補うとともに地元企業との友好的な関係を築き、通いの場等の活性化を図るものである。</p> <p>【本事業の特記条件】 九州厚生局が管轄するエリアにおいて調査検証する計画となっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
<p>(人材育成)</p>		
119	外国人介護人材の認知症介護基礎研修の学習支援に関する調査研究	<p>認知症介護基礎研修の受講の義務化に伴い、認知症介護の基礎的な知識を効率的に学習可能とするeラーニング研修システムを構築したところである。認知症介護基礎研修が対象となる初任介護従事者として相当数の外国介護人材が含まれると想定されるが、現在の研修内容は高度な日本語能力を必要とし、多国言語には対応していない。今後増加する外国介護人材の認知症介護に関する基礎知識の定着と介護技術の向上を早急に達成するため、国籍によらず受講しやすく、かつ効果的な研修環境の整備が必要である。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護に従事する日本語N4レベルの外国人を対象とした場合の認知症介護基礎研修eラーニングの課題や問題点を把握し、日本語N4レベルを基準とした日本語の用語解説集を検討し作製する。 ② 日本語N4レベルを基準としたeラーニング教材の改定を行う。 ③ 在留資格「特定技能」制度における試験実施国（予定を含む）フィリピン、インドネシア、モンゴル、ネパール、カンボジア、ベトナム、中国、タイ、ミャンマーの言語を基本とした外国介護人材用のeラーニング補助教材を検討し作製する。 ④ 加えて、実施自治体、団体におけるeラーニング研修の体制に関する課題と対策方法を検討し、報告書にまとめる。
120	認知症介護実践者等養成事業のオンライン化の実装促進及び評価の効果的展開に関する研究	<p>認知症介護実践者等の養成事業は、研修効果を維持しつつより多くの介護従事者が受講できるような体制づくりが課題となっている。令和2年度では、受講しやすさに配慮したカリキュラムの見直しについて検討を行った。</p> <p>課題として、地域においてオンライン化を推し進める際の実装の促進があり、具体的には、効果の実証及び研修のオンライン化に向けた留意点等の整理が残されている。</p> <p>また、政策的評価の観点では、研修事業におけるアウトカム評価のスキーム検討と評価尺度に関する調査研究が行われたが、その検証が課題として残されている。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 研修の質の確保を前提とした、先行研究等の活用も含め、実装の促進に関する調査・分析を行うとともに、 ② 集合研修とオンライン研修の教育効果の比較検証を行い、 ③ その結果をふまえ、実践研修のオンライン化に向けたガイドライン(冊子)を作成する。 ④ また、アウトプット尺度の評価・検証を行い、業務負担を考慮したしくみの検討と実装に向けた留意点等を整理し、報告書にまとめる。
121	認知症対応力向上研修の研修教材及び実施方法に関する調査研究事業	<p>認知機能低下のある人や、認知症の人に早期に気づいて、本人が安心して暮らしていけるよう、適切に対応するためには、地域の関係機関の日頃からの有機的な連携が必要であり、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師等の地域の医療従事者を対象とする、認知症対応力向上研修を実施している。</p> <p>歯科医師、薬剤師、病院勤務の医療従事者の研修カリキュラムについては、研修創設以降改訂されていない。昨今の認知症施策の動向やこれまでの研修実施の状況等をふまえ、認知症の人とのコミュニケーションについての具体的な方法や地域の関係機関との連携の仕方等、より実践的な内容を充実する必要がある。</p> <p>そのため、本事業では</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各研修のカリキュラム及び教材の見直しについて検討し、研修を受講することで、より具体的な対応がイメージできるよう、標準的なカリキュラム及び教材の改訂を実施するとともに、 ② その成果物について、当該研修での活用が図られるよう、関係機関への周知を行う。
122	かかりつけ医認知症対応力向上研修等の医療従事者向け認知症対応力向上研修のアウトカム評価及び研修の実施方法に関する調査研究事業	<p>認知機能低下のある人や、認知症の人に早期に気づいて、本人が安心して暮らしていけるよう、適切に対応するためには、地域の関係機関の日頃からの有機的な連携が必要であり、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師等の地域の医療従事者を対象とする、認知症対応力向上研修を実施している。</p> <p>一方で、医療・介護の連携につながるよう、研修受講による効果に関する検証を含め、受講後の実態把握が十分ではない。</p> <p>また、コロナ禍の状況などをふまえ効果的な研修の実施についての検討も必要である。</p> <p>そのため、本事業では</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 研修受講による、実施自治体及び受講者のメリット、受講・未受講による医療従事者の本人等への対応の違い、受講後の地域の関係機関との連携状況等について調査し、 ② かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師等の認知症対応力向上研修のアウトカム指標の設定を含む、当該研修の評価のあり方について検討するとともに、 ③ オンライン等の活用による研修の実施方法についての検討を実施し、 ④ 研修の質の確保に資する効果的な方法について報告書にまとめ、その活用が図られるよう関係機関への周知を行う。
123	介護福祉士資格取得後のキャリアアップと研修活用の在り方に関する調査研究事業	<p>介護現場における介護福祉士資格取得後のキャリアアップと研修活用の在り方について、介護事業者団体や職能団体、研修実施機関等の協力を得ながら、実態調査及び調査結果に基づく研修体系の分析・検討を行う。</p> <p>検討にあたっては、以下の視点で効果的な研修活用について分析する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士がキャリアアップの過程で受講している研修の調査、先行研究の分析。(研修科目・内容、時間数等の調査、各研修の重複・類似、関連科目等の分析) ・ 研修活用による育成の在り方、効果的な運用(研修パッケージ等)に関する検討

番号	テーマ名	事業概要
124	外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業	<p>出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号）によって設けられた在留資格「介護」により、介護福祉士養成施設に入学する留学生をはじめとし、介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人介護人材が増加している。しかしながら、介護福祉士養成校の留学生や経済連携協定（EPA）の介護福祉士候補者などの外国人受験者の国家試験の合格率は、日本人受験者に比して低い水準にある。</p> <p>そのため、日本において介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材の合格率向上を目的として、外国人介護人材に対して学習能力向上のため学習方法等について調査・分析等を行い、適切な学習支援を行える方針を策定する。</p> <p>（事業内容・成果物イメージ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行研究事例等の整理 ・令和2年度国家試験における留学生の解答結果の分析 ・留学生、EPA介護福祉士候補生等、介護福祉士資格を目指す外国人への学習支援の好事例の収集・分析 ・合格率の高い養成校や学識者等によるアドバイザー組織を作り、指導における具体的課題点に対する対応の体系化 <p>上記の調査を踏まえ、外国人介護人材に向けた介護福祉士国家試験の合格に向けた、教授法をまとめ、教員研修を行う。</p>
○介護ロボット・ICT・生産性向上		
(介護ロボット)		
125	テクノロジーを活用した効率的な人員配置体制に関する調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、テクノロジーを活用した場合の人員基準の緩和等による施行後の状況について把握・検証することとされている。</p> <p>本事業では、テクノロジーを活用して効率的な人員配置を行う介護施設等における、ケアの質の維持・向上や職員の負担軽減に資する先進的な取組について詳細把握を行い、テクノロジー活用によるケアの質や職員の負担への影響を整理し、報告書をまとめる。</p> <p>（把握する事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度介護報酬改定で実施したテクノロジーを活用した場合の人員基準の緩和等の実施状況 ・組織的な対応状況（委員会の設置や開催頻度、職員の参画状況、議論する内容等） ・安全面の取組（緊急時の体制整備、定期的な機器の保守点検等） ・ケアの質に資する取組（データに基づくアセスメントの実施、研修会の実施等） ・職員の負担軽減に資する取組（有給休暇の取得や賃金の増額等の処遇改善、休憩時間の確保、時間外勤務の縮減、職場定着の状況等）
(ICT・生産性向上)		
126	介護分野の文書の簡素化・標準化・ICT化に関する調査研究事業	<p>都道府県・市区町村の担当者及び介護事業関係者が協働で文書に係る負担軽減の方策を検討する「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において、令和元年12月に中間取りまとめが行われた。同取りまとめでは、指定申請・報酬請求・指導監査の3分野について、「簡素化」・「標準化」・「ICT等の活用」の各取組の推進について検討スケジュールが示され、順次検討・取組を行ってきたところである。</p> <p>令和3年度は、同取りまとめにおける残された課題について、更なる実態把握、課題の分析及び対応方策の具体化を行う必要がある。また、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）において「行政が求める帳票等の文書量の半減などに取り組む」とされていることを踏まえ、これまでの文書負担軽減の取組の効果についても調査が必要である。このため、本調査研究事業では、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 同取りまとめにおける残された課題（様式例の整備、ICT等の活用等）の現状分析（自治体・介護サービス事業者へのヒアリング、机上調査等） ② 自治体・介護サービス事業者等を委員とする検討会議の実施 ③ 前述の専門委員会における検討に資する資料の作成 ④ 「文書量半減」とされている目標の適切な調査方法の検討及び達成状況の調査等を行い、報告書をまとめる。 <p>【本事業の特記条件】 最終報告に先立ち、専門委員会の開催に合わせた中間時点での成果物提出を行う。</p>
127	介護現場における生産性向上の取組の効果的な推進方策に関する調査研究事業	<p>介護現場の生産性向上の取組については、これまで生産性向上ガイドラインの普及啓発や好事例の横展開等を通じて、その取組の推進を図ってきたところであるが、いまだ生産性向上の取組に未着手、あるいは、着手しても継続性のない一過性の取組にとどまっている事業所が少なくない。</p> <p>このため、本事業では、令和2年度の老健事業及び厚生労働省委託事業で実施したアンケート調査結果も活用しつつ、以下の①及び②について検討を行い、報告書としてとりまとめる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生産性向上の取組に未着手の事業所に対するアンケート調査、ヒアリング調査等を通じて、取組の着手を阻害している要因を把握・分析し、その結果に基づいて、周知や着手を促す効果的なアプローチの方法など具体的な対応方策の検討を行う。 ② 生産性向上の取組を実施した事業所に対するアンケート調査、ヒアリング調査等を通じて、ガイドラインで示した7つの取組ごとに取組を停止した阻害要因や継続的な取組につなげた成功要因を把握・分析し、その結果に基づいて、継続的な改善活動に取り組むための手法等の検討を行う。

番号	テーマ名	事業概要
128	介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる導入促進に関する調査研究事業	<p>介護事業所において、時宜にかなった効果的なICTの導入を行うことができるよう、平成28年度の厚生労働省委託事業で作成した「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引きVer. 1.1」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システムの安全管理に関する規定や手順書の整備に関することやVISIT・CHASEによる情報収集への協力など最近の動向を踏まえた新たな内容を追加するとともに、 ・ 標準仕様を活用して異なる法人間・サービス間でデータ連携を効果的に行っている事業所へのヒアリング調査等を通じて、データ連携を検討する際の標準的な視点や関係者との調整方法、職員の啓発・研修の仕組みづくり等の効果的な導入の手順・手法や事例等を整理・検討し、新たに盛り込む等の改訂を行う。
○介護関連データ利活用		
129	科学的介護情報システム（LIFE）への入力情報の適正化に資する調査研究事業	<p>本事業では、科学的介護情報システム（LIFE）の収集項目について、専門的な知見を踏まえた測定方法等のデータの精度管理に係るガイドラインを、介護現場へ研修等を通じて周知・普及するとともに、内容について、より一層の精緻を進める調査研究の実施を目的とする。</p> <p>【本事業の特記条件】 介護に関して多くの知見を有する組織であって、科学的介護情報システム（LIFE）や収集項目について知見を有している者による事業の実施が望ましい。</p>
130	科学的介護情報システム（LIFE）の導入支援に係る調査研究事業	<p>令和3年度の介護報酬改定に伴い、VISITとCHASEについては一体的な運用を開始し、科学的介護情報システム（LIFE）として、介護関連情報の収集・分析を実施する予定である。更に令和3年度の介護報酬改定では、LIFEを介したデータ提出とフィードバックの活用に関する評価を、複数の領域において導入する予定である。今後、自立支援・重度化防止の観点から、科学的介護を進めていく上では、介護事業所・施設における円滑なLIFEの導入が極めて重要である。</p> <p>本事業では、全国を対象に50箇所程度の介護事業所・施設においてLIFEの導入支援を実施するとともに、システムの導入に係る課題等のヒアリングを実施し、システムの円滑な導入に資するようなマニュアル等を作成することを目的とする。</p> <p>【本事業の特記条件】 介護関連システムに関して多くの知見を有する組織であって、特にLIFEの技術的分野について、知見を有している者による事業の実施が望ましい。</p>
131	介護サービスの質の評価指標の開発に関する調査研究事業	<p>本事業では、介護の質の評価におけるアウトカム評価や、科学的介護情報システム（LIFE）を介した介護事業所・施設へのフィードバック等での活用に関する、いわゆるクオリティインディケータ（QI）について、LIFEで収集予定の項目を踏まえて検討し、事業所へのフィードバック等を介した事業所への公開等による評価の手法や、実装に係る課題について検討するとともに、さらに精緻な評価のために必要な項目について、収集に係るフィージビリティ等も含めて検討することを目的とする。</p> <p>【本事業の特記条件】 介護に関して多くの知見を有する組織であって、介護分野でのQI（クオリティインディケータ）についての知見、およびLIFEについての知見を有している者による事業の実施が望ましい。</p>
132	自身の介護情報を個人・介護事業所等で閲覧できる仕組みについての調査研究事業	<p>本事業では、マイナポータルや医療におけるオンライン資格確認の仕組みを調査するとともに、こうした仕組みと連携しつつ、介護情報を共有するためにどのような手法を用いることが適切か、調査検討を実施する。</p> <p>具体的には、国、自治体、国保中央会、国保連合会、支払基金のシステムに加え、介護事業所間のネットワークや個人認証の仕組み等について、システム改修を含めどのような設計が可能かどうか、また、こうした仕組みについてどのようなユースケースが考えられるか等について調査等を実施し、検討を行い、その仕様等の報告書をまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 医療・介護関係のシステムや制度に関して多くの知見を有する組織であるとともに、要介護認定、介護レセプト、CHASE、VISIT等の情報を取り扱う経験・知見を有する者による事業の実施が望ましい。</p>

番号	テーマ名	事業概要
133	科学的介護情報システム（LIFE）の収集項目等に係る調査研究事業	<p>令和3年度からは、VISITとCHASEの一体的な運用を開始し、科学的介護情報システム（LIFE）として、介護関連情報の収集・分析を実施する予定であり、更に令和3年度の介護報酬改定では、LIFEを介したデータ提出とフィードバックの活用に関する評価を、複数の領域において導入する予定である。今後、収集したデータの解析を行い、自立支援・重度化防止の観点から、科学的介護を進めていく上で、収集項目や評価指標の整理・見直し継続して行う必要がある。</p> <p>本事業では、LIFEの収集項目や評価指標について、各介護サービスでの使用状況等を検証し、今後の科学的介護の拡充における課題等を踏まえて、指標の整理・見直し等を実施することを目的とする。</p> <p>【本事業の特記条件】 介護報酬に関して多くの知見を有する組織であって、特にLIFEについて、知見を有している者による事業の実施が望ましい。</p>
○権利擁護施策		
134	高齢者虐待における死亡・重篤事案等にかかる個別事例検証による虐待の再発防止策への反映についての調査研究事業	<p>市町村と都道府県の高齢者虐待における死亡・重篤事案等の検証から虐待の再発防止策への反映状況の実態を詳細に把握した調査はこれまでにないことから本調査は重要である。</p> <p>① 実施すべき事業内容 養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待における死亡・重篤事案等の個別事例について、発生要因や事前・事後対応の状況等、ならびに事案発生自治体（都道府県・市町村）による事後検証及び再発防止策への反映状況の実態等を把握するための調査を実施する。調査は事案発生自治体に対する書面調査に加え、対応・検証プロセス等に関するヒアリング調査を行うこととする。</p> <p>② 成果物の体裁 調査結果に対しては、特徴及び対応・検証プロセスを具体的に明らかにする観点から詳細に分析を行い、再発防止策への反映方法を含めた、地方自治体における体制・手続き等の整備に資する手引き等の冊子資料を作成する（参照できる具体事例、自治体間での横展開に向けた提案等を含む）。調査研究結果については国が経年実施する調査の利活用や同調査への反映、未然防止策への展開等に関する提案を含めて報告書にとりまとめ、当該報告書と検証のための実施プロセス等冊子資料とともに各都道府県・市町村に配布する。</p>
○その他		
135	介護施設等におけるCLT等の木材活用の促進に関する調査研究事業	<p>介護施設等におけるCLT（Cross Laminated Timber）の活用を促進するため、介護施設等におけるCLT活用の事例を収集するとともに、CLT活用の課題や導入効果などについて研究し、事例集及び活用マニュアルを作成する。</p>
136	養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営の在り方に関する調査研究事業	<p>養護老人ホーム及び軽費老人ホームについて、各施設における経営実態や各自治体の措置費及び補助金の実態を調査した上で、経営の課題を分析等するとともに、各施設における経営の参考に資するよう、経営の手引きの作成等を行う。</p>
137	介護現場における適切なシーティングの実施に係る事例及び研修に関する調査研究事業	<p>シーティング技術により適切な使用方法等で座位保持等を行うことで、QOLの向上につながる可能性があることから、介護現場で適切なケアとしてのシーティングの実施を行うため、施設内等で実施するため事例の研究及び研修プログラム及び研修教材を作成する。</p> <p>①実施すべき事業内容（アンケート、研修会、検討会）、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護施設におけるシーティングの事例研究（適切なアセスメント手法、特に慎重な判断を要するケースなど） ・ 各団体等で既に実施しているシーティングに係る研修の事例調査 ・ 上記を踏まえて、各施設でシーティングに係る研修プログラムを作成して研修を実施し、アンケート調査を実施し、当該プログラム（原案）をさらにブラッシュアップして、分かりやすい研修プログラム及び研修教材を作成する。 ・ 上記について、報告書にまとめる。 <p>なお、事業実施にあたっては、学識経験者・介護施設事業者・医療専門職等から構成される検討委員会を設置し、シーティング事例の研究、研修プログラム及び教材の作成に向けた検討を行うこととする。</p> <p>また、介護関連の他の研修の中で、どのような研修と組み合わせると効果的かについての検討・提案も含む。</p> <p>②成果物の体裁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修プログラム （例）適切なアセスメント手法、特に慎重な判断を要するケースの対応方法、効果的な記録の付け方、実践的なシーティング技術、身体拘束など不適切なケア事例 ・ 研修教材（テキスト、動画）

番号	テーマ名	事業概要
138	介護サービス情報の公表制度における調査事務の適切な実施のあり方に関する調査研究事業	<p>近年、介護サービス情報公表システムのアクセス数は上昇しており、また、その情報の一部のオープンデータ化が図られるなか、都道府県及び指定都市が公表情報の正確性を担保するために実施する調査事務については、これまで以上に重要な役割を担うこととなる。</p> <p>しかしながら、その実施状況については、定期的実施している都道府県等がある一方、年間を通じて未実施の都道府県等があるなど大きなバラツキが生じていることから、都道府県等の調査の実施状況や調査の体制（指定調査機関数、調査員の人数等）等の実態を把握し、改善すべき問題点を明らかにした上で、調査事務の適切な実施のあり方に関する、報告書を作成する。</p> <p>また、調査事務を担う調査員に対する養成研修が各都道府県等において適切かつ効果的に行われるよう、近年の介護保険制度の動向等を反映した調査員の養成研修テキスト及び映像教材を作成し、都道府県等への周知を行う。</p>
139	介護サービス情報の公表制度の効率的・効果的な活用方策に関する調査研究事業	<p>介護サービスの情報公表制度は、介護サービスの利用者等が介護サービス事業所や施設を比較・検討して適切に選択するための情報を提供する仕組みであるが、今後、認知症高齢者や1人暮らしの高齢者などインターネットを活用して自ら比較・検討を行うことが難しいと考えられる高齢者の増加が見込まれていることから、地域の関係機関等を通じたサービス選択の支援体制の整備や将来の利用を見据えたより広い層への情報公表制度の周知を推進していく必要がある。</p> <p>このため、本事業では、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の介護関係機関における活用事例はもとより、例えば、医療機関のMSWが生活支援ニーズの高い通院中の高齢者の在宅生活を支援するために活用する事例や都道府県労働局の仕事と介護の両立支援の相談窓口の職員が介護を必要とする家族を抱えた労働者の就労継続を支援するために活用する事例など介護サービス情報公表制度の効果的な活用事例を調査・把握し、事例集としてとりまとめる。</p>
140	介護現場におけるハラスメント対策マニュアル・研修手引き等の普及啓発に関する調査研究事業	<p>これまで当該調査研究において、①介護現場におけるハラスメントの実態調査、介護事業者向けの対策マニュアルの作成、②「管理者向けの研修のための手引き」、「職員向け研修のための手引き」（研修用動画含む）の作成、③ハラスメントの予防策や解決に至った事例、地域における取組の事例等をまとめた事例集（仮称）の作成を行ってきたところである一方で、都道府県においてハラスメント対策マニュアルや研修のための手引き等の過去の成果物が活用されておらず、介護サービス事業所・施設の管理者においても同様な状況があるが、介護現場でより使い勝手のよいものとなるように、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護事業者等において、モデル実証事業を行う 2. 1で得た成果やノウハウについて、介護事業者等が組織的にハラスメント対策に取り組みやすくするため、対策マニュアルや研修のための手引き等見直し（改訂）を行う 3. 併せて、介護現場におけるハラスメント対策を進めるためには、保険者でもある市町村におけるハラスメント対策の強化に向けた支援が不可欠である。しかし、市町村がハラスメント対策に関して、都道府県とどのように連携しているのか、具体的な事案でいかに対応しているのかなどの実態等について把握できていないのが現状である。 <p>そのため、市町村へのヒアリングやアンケート調査を通して、市町村のハラスメント対策の実態を明らかにした上で、課題解決に向けた効果的な対応策を検討し、報告書を作成する。</p>
141	保険外サービス活用推進等に関する調査研究事業	<p>以下の調査・研究の結果を報告書としてまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度老健事業において整理した、介護保険サービスと保険外サービスの同時一体提供に関する課題について、引き続き検討するとともに、保険外サービス等（複数の要介護者等への介護保険サービスの同時一体提供を含む）の事例収集を行う。 ・ 多機能系サービスの保険外サービスについて、アンケート等を通じ、実態把握を行う。
142	潜在看護職等、地域の潜在専門職の力で多様な災害から地域の高齢者等を支援する新たな地域包括ケアに関する調査・研究事業	<p>災害時における潜在看護職の活用については、令和元年度及び令和2年度老人保健健康増進等事業（事業名：【令和元年度「潜在看護職を活用した新たな地域包括ケアと災害にも強い地域ネットワークを築く調査・研究事業」、【令和2年度「災害にも強い地域包括ケアシステム構築のための潜在看護職の活用にかかる調査研究事業」】）により、愛知県知多半島の10自治体を対象に調査研究が行われ、新型コロナウイルスが感染拡大する現状にも対応した感染予防措置を盛り込んだ研修プログラムも確立、先行する自治体では災害時活用体制も整備された。</p> <p>令和3年度においては、過去2年間の事業成果を踏まえつつ、以下により、地域人材の参加を得た地域包括ケアネットワークの強化に向けて、潜在する専門職や他地域での展開を図るとともに、東海北陸厚生局管内の自治体等を対象として行われるセミナー等を通して、調査・研究の成果を発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プレホスピタルケアの知識・技術がある救急救命士、災害時に多発する高齢者の肺炎防止のための口腔ケアの指導者としての歯科衛生士、また、避難者である児童等への支援者としての保育士など、潜在看護職以外の潜在する専門職も災害時に活用できるよう発掘・研修・自治体への登録の仕組みについて調査研究を行う。 ○ 潜在看護職を災害時に活用する仕組みについて、大都市や山間部の過疎・高齢化地域など、これまでの調査対象自治体と人口構造等が異なる複数の地域で実施。過去の調査・研究のノウハウの応用、地域事情に応じた変更を行い、その地域における災害時体制を構築し、地域力の向上を図る。 <p>【本事業の特記条件】 潜在看護職の災害時活用の仕組みを実施する愛知県知多半島の自治体と人口構造等が異なる複数の自治体の選定にあたっては、東海北陸厚生局と協議のうえ決定する計画であること。</p>